

韓国教育自治

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 254 (May 28, 2004)

財団法人自治体国際化協会
(ソウル事務所)

目 次

はじめに

概要	i
1 . 学校制度	i
2 . 地方の教育・学芸事務を管掌する機関	i
3 . 教育財政制度	ii
第1章 韓国の学校教育制度	1
第1節 学制	1
1 概要	1
2 義務教育	1
3 満5歳児の無償教育	1
4 兵役義務との関係	1
5 学校の種類	1
第2節 学校の設置者	5
第3節 学校現況	5
1 学校数・児童生徒数等の推移	5
2 進学率	7
3 男女共学の状況	8
第4節 学年・学期・学級編制等	8
1 学年	8
2 学期	8
3 授業日数	8
4 休業日	8
5 学校週5日制の検討状況	9
6 1学級の児童生徒数の基準	9
7 年間行事	10
第5節 学課	11
1 各級学校の授業科目	11
2 日本語（第2外国語）の履修	12
3 熾烈な受験競争	12
第6節 教職員（初等学校・中学校・高等学校及び特殊学校）	13
1 教権の尊重	13
2 種類	13
3 教育公務員の人事等	13
第7節 学校運営委員会	15

1	設置目的・設置する学校	15
2	定数及び構成	15
3	委員の選出方法	16
4	機能	16
5	校長と学校運営委員会の関係	18
6	委員会の運営	18
7	日本における学校評議員制度との比較	20
第2章	地方の教育・学芸事務を管掌する機関	21
第1節	教育・学芸事務を管掌する機関の分離	21
1	法的根拠	21
2	「地方教育自治に関する法律」	21
3	分離の根拠	21
第2節	「教育監」及び「教育委員会」の特別市・広域市・道への設置	22
1	教育・学芸事務を管掌する地方自治団体	22
2	教育・学芸事務を管掌する機関	22
第3節	教育監（執行機関）	22
1	教育監	22
2	組織	24
3	教育監と地方自治団体の長との関係	32
第4節	教育委員会（議決機関）	33
1	教育委員会	33
第5節	教育監及び教育委員の選出	39
1	資格要件（再掲）	39
2	選出方法	40
3	選挙人	40
4	選挙事務	40
5	選挙日の公告及び選挙期間	40
6	選挙運動の範囲	41
7	選挙人名簿の通報・確定	41
8	候補者の寄託金	41
第6節	「教育・学芸に関する事務」の範囲	41
1	法律の規定	41
2	学説	42
3	地方自治団体の長の事務	43
4	日本の教育委員会との管掌事務の比較	43
第7節	現行制度の問題点に関する論議	43
1	広域自治団体に限られた教育自治	44

2	一般行政部門との連携の喪失	44
3	議決権の重複と非効率	44
4	教育者自治との批判	45
5	画一化された教育行政制度	46
第8節	地方教育自治制度の今後の見通し	46
1	参加政府の地方分権推進ロードマップ	46
第9節	日本と韓国の地方教育自治制度の比較(まとめ)	47
第10節	中央政府の教育行政機関(参考)	48
1	中央政府の組織	48
2	教育人的資源部	48
3	文化観光部	50
第3章	地方教育財政制度	51
第1節	地方教育財政と中央政府教育財政	51
1	地方財政の構造と規模	51
2	地方教育財政の構造と規模	52
3	中央政府教育財政の構造と規模	54
第2節	財源配分制度	55
1	中央政府会計からの財源配分	55
2	地方自治団体一般財政からの財源配分	60
3	地方教育費特別会計自体負担財源	64
第3節	地方教育財政運営	66
1	地方教育予算の編成	66
2	地方教育予算の審議・議決	66
3	地方教育予算の執行	66
4	地方教育予算の決算	66
	参考文献	68

はじめに

日韓共催サッカーワールドカップ直後の2002年7月、日韓両国政府は「日韓共同未来プロジェクト」の推進に合意した。このプロジェクトにより青少年交流や子ども・若者を中心としたスポーツ交流によって年間1万人超の交流が既に行われているなど、未来を担う両国の若い世代の交流拡大が図られている。また、最近では日本の高校生が修学旅行で韓国を訪れることはもはや珍しいことではなく、姉妹校提携などにより交流している日韓の学校も相当数に及ぶと思われる。

だが、このような交流の進展にもかかわらず、韓国の学校制度やその運営について紹介しているものはあまり見あたらない。そこで本レポートではまず、地方自治体の国際交流担当課や教育委員会事務局の方々はもちろん、学校関係者や青少年交流に携わる方々が、韓国の地方自治団体、学校、学生と交流する際に役立つであろう、韓国の学校制度等に関する基本的な情報を提供している。

ところで、日本の地方自治体の庁舎では、福祉・産業振興・土木などの部署と一緒に教育委員会の事務局が置かれているのが通例であり、また、これが都道府県であれば、知事部局内に私学教育を担当する部署があるはずである。しかし、韓国の地方自治団体を訪れても、そこに教育に関する部署は見あたらない。韓国において学校や教育について問い合わせようとするなら、地方自治団体の庁舎ではなく「教育庁」を訪問しなければならない。

実際に教育庁を訪れると、代表者である「教育監」の下に、総務、企画、予算、経理、監査などの部署があり、庁舎の隣に併設された議事堂では、議決機関である「教育委員会」が審議をしている。これらは教育行政のために設置された庁舎であり組織であるが、我々の目には一般の自治体の様子と変わりなく映る。

もちろん、これは庁舎が別だということを単に意味するのではない。韓国の地方自治団体の最も大きな特徴は、選挙で選ばれた「教育監」が教育・学芸に関する事務を首長から完全に独立して執行しており、教育庁が首長部局とまったく別個の団体として機能している点にある。本レポートでは、こうした韓国における地方教育自治制度について、日本との比較を交えながら紹介している。

このレポートにより、韓国の教育自治制度について広く日本の地方自治体の方々に紹介され、韓国の地方教育制度に対する理解を深めていただく一助となればうれしい限りである。

(財)自治体国際化協会ソウル事務所長

概要

1．学校制度

韓国の学制は、日本と同様に6・3・3・4制で、日本の小学校にあたる初等学校、中学校、高等学校、大学などからなっており、学齢は日本と全く同じである。このうち初等学校・中学校が義務教育となっている点も同じである。

学校を設置できるのは、国、地方自治団体及び学校法人である。

学年は毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終わる。2学期制がとられており、第1学期は3月1日から8月31日まで、第2学期は9月1日から翌年の2月末日までである。

教職員には、「校長(園長)」、「校監(園監)(日本の学校の教頭に相当する)」、「教師」、「奨学官・奨学士(日本の指導主事に相当する)」、「教育研究官・教育研究士(日本の研究主事に相当する)」がいる。

韓国の国公立及び私立の初等学校・中学校・高等学校及び特殊学校には、教員代表、学父母(父兄)代表及び地域社会人士で構成される「学校運営委員会」の設置が義務付けられている。学校運営委員会は、学則の制定又は改正、学校の予算案及び決算、学校教育課程の運営方法など幅広く学校の運営に関することを審議し、校長はその結果を最大限尊重しなければならないことになっている。

2．地方の教育・学芸事務を管掌する機関

韓国では、教育・学芸に関する事務は広域自治団体(特別市・広域市・道)の事務とされている。基礎自治団体(市・郡・自治区)は、教育・学芸に関する事務に直接関与できない。

教育・学芸に関する事務(私立学校に関する事務を含む。)を管掌するための機関として、特別市・広域市・道に「教育監」及び「教育委員会」が設置されている。

「教育監」及び「教育委員会」の委員は学校運営委員会の各委員が選挙人となり、選挙によって選出される。

「教育監」は、特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事務を分掌するため、首長と別に設置された執行機関である。「教育監」には、条例案等の議案提出権、予算の編成・執行権など首長と同様の広範な権限が与えられており、首長から独立してその事務を執行している。教育監の下にある組織を総称して「教育庁」いう。「教育庁」と当該地域の特別市庁・広域市庁・道庁は同じ地方自治団体の行政機関ではあるが、人事、予算の編成及び執行、庁舎等が完全に分離しており、まったく別個の団体として機能している。

「教育監」の下級行政機関として、1つまたは2つ以上の市・郡・自治区を管轄区域とする「地域教育庁」が置かれている。「地域教育庁」には「教育長」が置かれ、主に公・私立の幼稚園・初等学校・中学校の運営・管理に関する事

務を分掌している。「教育長」は教育監が推薦し大統領が任命する。

「教育委員会」は議決機関であり、当該特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事項を審議・議決する。ただし、条例案・予算案などの重要事項については、「教育委員会」が議決したあと、さらに当該特別市・広域市・道の議会の議決が必要である。

3．教育財政制度

韓国の地方教育財政は日本のそれと大きく異なり、地方教育財政を教育費特別会計として別途独立させ運営している。その財源の 66.7%は中央政府からの移転支出であり、その財政関係は、中央から地方への地方教育財政交付金、地方教育譲与金及び国庫支援金という制度を通じて行われている。この内、地方教育財政交付金及び地方教育譲与金は、地方教育財政の根幹をなす制度であり、地方教育財政全体の 66.0%を占める。

中央政府からの移転支出を除く部分が、地方自治団体からの転入金と教育費特別会計負担収入となる。地方自治団体からの転入金は、主に法定転入金と非法定転入金で構成され、地方教育財政全体のわずか 19.3%に過ぎない。さらに、非法定転入金が地方教育財政に占める割合は 0.2%に過ぎず、法に規定された財源以外の地方一般財政からの財政支援がほとんど行われていないことがわかる。

教育費特別会計負担収入は、地方教育財政の 13.7%を占め、入学金、授業料、財産収入等で構成され、安定した財源となっている。

このように、地方教育財政は、その 7 割程度が中央政府からの移転支出であり、中央政府への依存度が非常に高い構造になっている。さらに、地方一般財政から分離・独立し、地方一般財政からの財政支援もほとんどないため、地方一般行政との連携が取りにくい状況となっている。

第1章 韓国の学校教育制度

第1節 学制

1 概要

韓国の学制は、日本と同様に6・3・3・4制で、日本の小学校にあたる初等学校、中学校、高等学校、大学などからなっており、学齢は日本とまったく同じである。初等学校、中学校及び高等学校では、才能が優秀な者の授業年限短縮（早期進級・早期卒業・早期入学）が認められている。（初・中等教育法 §27）

2 義務教育

義務教育は、法律上9年（6年の初等教育及び3年の中等教育）であるが、3年の中等教育については国家の財政与件を考慮し、邑・面地域（農漁村地域に相当）や離島・へき地の居住者及び特殊教育対象者である中学生に限って無償義務教育が実施されていた。しかし、2002年から都市部を含めたすべての中学1年生が無償義務教育の対象となった。以後学年進行で順次拡大し、2004年から9年の無償義務教育が完全実施された。

3 満5歳児の無償教育

1997年に初・中等教育法が改正され、満5歳児の幼稚園教育を無償とし、今後、予算の範囲内において順次実施していくこととなった。現在、邑・面地域（農漁村地域に相当）離島・へき地や生活保護対象家庭など低所得者層の幼稚園就学者を対象に、入学金及び授業料の減免（公立学校）または一定額の支援（私立学校）が実施されている。

また、無償教育実施のため、国及び地方自治団体は必要な幼稚園を設立・経営しなければならないこととされている。

4 兵役義務との関係

男子は大学在学中に兵役に従事することが多い。18歳になる年に徴兵検査があり、30歳までに兵役を終えておく義務になっている。大方は19歳くらい、大学2年生を終えてから休学し、陸軍で24ヶ月、海軍で26ヶ月、空軍で28ヶ月の兵役に従事する。このため男子の大学卒業時の年齢は、実際には25歳以上になることが多い。

5 学校の種類

(1) 幼稚園

入学年齢は 3 歳児から初等学校入学前の 5 歳児まで。2002 年現在、幼児のうち実際に幼稚園に就学しているのは、3 歳児で 8.9%、4 歳児で 25.9%、5 歳児で 44.6%である。

以前は初等学校との併設が多かったが、近年では単独設置が増えてくるなど、早期教育がより重視される傾向にある。

また、女性の就業支援のため「終日クラス」を運営する幼稚園が増加しており、2002 年現在 8,308 校中 6,698 校と全体の 80.6%に達している。

(2) 初等学校

日本の小学校にあたり、国民生活に必要な基礎的な初等教育を行う。授業年限は 6 年である。以前は「国民学校」と言ったが 1996 年に改称された。

(3) 公民学校

初等教育を受けることができず就学年齢を超過した者に対し、初等教育に相当する教科を 3 年にわたって教育する。

(4) 中学校

初等学校で受けた教育の基礎の上に中等教育を行い、授業年限は 3 年である。日本の中学校は男女共学であるが、韓国では共学校のほかに男子中学校、女子中学校もかなりある。

(5) 高等公民学校

中学校課程の教育を受けることができず就学年齢を超過した者または一般成人に、中等教育及び職業教育を行う。

(6) 高等学校

中学校で受けた教育の基礎の上に中等教育及び基礎的専門教育を行う。一般系高等学校と実業系高等学校がある。授業年限は 3 年（定時制及び通信制課程では 4 年）である。

また、特殊分野の専門的な教育を実施する目的で「特殊目的高等学校」が設立されている。科学高等学校、外国語高等学校、芸術高等学校、体育高等学校などの種類がある。

(7) 高等技術学校

中学校または高等公民学校を卒業した者等を対象に、国民生活に直接必要な職業技術訓練を行う。授業年限は 1 ~ 3 年である。

(8) 放送・通信高等学校

高等学校に附設される。2002 年 4 月現在、全国に 39 校あり 13,799 名が学んでいる。

(9) 特殊学校

身体的・精神的・知的障害等によって特殊教育を必要とする者に幼稚園・初等学校・中学校または高等学校に準じた教育と実生活に必要な知識・技能及び社会適応教育を行う。

(10) 大学

高等学校を卒業した者又はそれと同等の学力があると認められる者を対象としている。国公立が26校、私立が137校(2002年現在)で、私立大学の比率が高い。授業年限は4年だが、医科大学、韓医科大学(漢方薬や針灸など東洋医学を学ぶ大学)、歯科大学及び獣医科大学では6年である。

大学の中で、特に総合大学のことを単科大学と区別して「**大学校**」と言う。総合大学においては日本の学部に当るものを大学と言い、例えば「ソウル大学校法科大学」のように言う。

なお、大学・産業大学・教育大学には大学院を置くことができる。授業年限は、碩士課程(日本の修士課程に相当)、博士課程のそれぞれが2年以上である。

(11) 産業大学

産業社会で必要とする学術または専門的知識・技術の研究と錬磨のための教育を継続して受けようとする者に、高等教育の機会を提供する。授業年限と在学年限の制限はない。企業から委託を受け、また、企業に委託をして教育することができる。

(12) 教育大学

教育大学は初等学校の教員を養成し、師範大学は中等学校の教員を養成する。総合教員養成大学はその両方を目的としている。いずれも授業年限は4年である。国公立のみであり、学校法人は教育大学を設立できない。

(13) 専門大学

日本の短期大学に相当する。社会の各分野についての専門的な知識と理論を教授・研究し才能を錬磨し国家社会の発展に必要な専門職業人を養成する。授業年限は2~3年である。卒業者は専門学士学位を授与され、大学、産業大学、放送・通信大学に編入学することができる。

(14) 放送・通信大学

情報・通信媒体を通じた遠隔教育により高等教育を行う。大学、専門大学と同様の学位を取得できる。

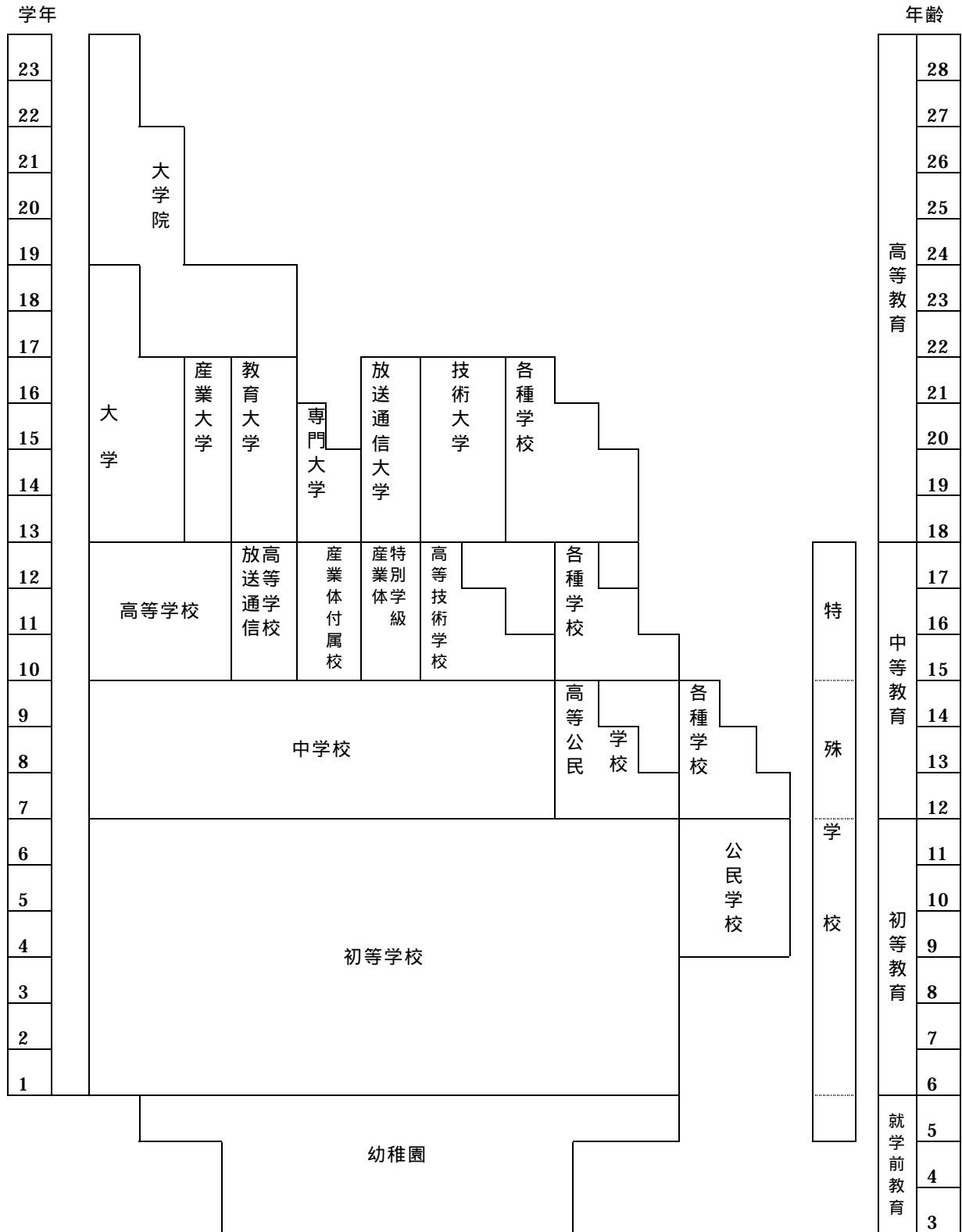
(15) 技術大学

企業に勤労している者を対象とし、理論と実務能力をあわせ持った人材の育成を目的とする。授業年限は専門学士学位課程2年、学士学位課程2年のあわせて4年である。

(16) 各種学校

上記の各学校に類似した教育機関をいう。

【図 - 1】韓国の学校系統図



第2節 学校の設置者

学校を設置できるのは、国、地方自治団体及び学校法人である。（例外として初・中等教育を行う各種学校、勤労青少年のため企業が附設する中・高等学校がある。）

教育・学芸に関する事務は広域自治団体（特別市・広域市・道）の事務とされているため、基礎自治団体である市・郡・自治区が学校を設置することはない。そのためか、公立学校の名称を日本では「市立 小（中・高等）学校」というが韓国では単に「初等（中・高等）学校」といい、設置自治体名をつけて呼ぶ習慣はない。近年では、小規模公立学校の廃止・統合をいかに進めるかが行政課題となっている。

私立学校を設置する学校法人は、高等学校以下は教育監（地方自治団体の首長ではない。）大学以上は教育人的資源部長官の指導・監督を受ける。学校法人の新たな設立や定款の変更には教育人的資源部長官の認可が必要である。

韓国では私立学校が学校教育に先導的な役割を果たし、その発展に大きく貢献してきたといわれる。2002年現在においても、中学校の23.9%、高等学校の46.7%、大学の84.0%を私立学校が占めている。

第3節 学校現況

1 学校数・児童生徒数等の推移

（出典：「韓国教育年鑑2003」）

【表 - 2】幼稚園

	学校数	生徒数	教員数	教員一人当 生徒数
1970	484	22,271	1,660	13.42
1975	611	32,032	2,153	14.88
1980	901	66,433	3,339	19.90
1985	6,242	314,692	9,281	33.91
1990	8,354	414,532	18,511	22.39
1995	8,960	529,265	25,576	20.69
1997	9,005	568,096	27,586	20.59
2000	8,494	545,263	28,012	19.47
2001	8,407	545,142	28,975	18.81
2002	8,343	550,256	29,673	18.54

【表 - 3】初等学校

	学校数	生徒数	教員数	教員一人当 生徒数
1970	5,961	5,749,301	101,095	56.87
1975	6,367	5,599,074	108,126	51.78
1980	6,479	5,658,002	119,064	47.52
1985	6,519	4,856,752	126,785	38.31
1990	6,335	4,868,520	136,800	35.59
1995	5,772	3,905,163	138,369	28.22
1997	5,721	3,783,986	138,670	27.29
2000	5,262	4,019,991	140,000	28.71
2001	5,322	4,089,429	142,715	28.65
2002	5,384	4,138,366	147,497	28.06

児童数の減が学級編制の改善につながり、このあと第4節（学年・学期・学級編制）において詳しく述べるとおり、1学級あたりの児童生徒数35人をいち早く実現している。

【表 - 4】中学校

	学校数	生徒数	教員数	教員一人当 生徒数
1970	1,608	1,318,808	31,207	42.26
1975	1,967	2,026,823	46,917	43.20
1980	2,103	2,471,997	54,858	45.06
1985	2,371	2,782,173	69,553	40.00
1990	2,474	2,275,751	89,719	25.37
1995	2,683	2,481,848	99,931	24.84
1997	2,720	2,180,283	97,931	22.26
2000	2,731	1,860,539	92,589	20.09
2001	2,770	1,831,152	93,385	19.61
2002	2,809	1,841,030	95,283	19.32

【表 - 5】高等学校

	学校数	生徒数	教員数	教員一人当 生徒数
1970	889	590,382	19,854	29.74
1975	1,152	1,123,017	35,755	31.41
1980	1,353	1,696,792	50,948	33.30
1985	1,602	2,152,802	69,546	30.96
1990	1,683	2,283,806	92,683	24.64
1995	1,830	2,157,880	99,067	21.78
1997	1,892	2,336,725	104,404	22.38
2000	1,957	2,071,468	104,351	19.85
2001	1,969	1,911,173	104,314	18.32
2002	1,995	1,795,509	114,304	15.71

【表 - 6】大学

	学校数	生徒数	教員数	教員一人当 生徒数
1970	71	146,414	7,779	18.82
1975	72	208,986	10,080	20.73
1980	85	402,979	14,458	27.87
1985	100	931,884	26,459	35.22
1990	107	1,040,166	33,340	31.20
1995	131	1,187,735	45,087	26.34
1997	150	1,368,461	53,300	25.67
2000	161	1,665,398	41,943	39.71
2001	162	1,729,638	43,309	39.94
2002	163	1,771,738	44,177	40.11

2 進学率

1980年頃にかけて中学校への進学率が急速に伸び、1985年には、ほぼ全員が中学に進むようになった。高等学校についても1995年に98.5%が進学するようになっている。

大学等の高等教育機関への進学率については、一般系高等学校から大学への進学率は1990年47.2%であったものが、1997年に80%を超え、2002年には93.9%に達している。

【表 - 7】2001年卒業生現況 単位：人（出典：行政自治部編「韓国都市年鑑2001」）

学校種別	卒業生数	進学者数	進学率(%)	備考
初等学校	586,457	586,133	99.94	
中学校	599,824	597,343	99.59	
高等学校	710,650	500,868	70.48	
大学(校)	265,095	28,627	10.80	就業者137,936 入隊者(兵役)4,182

【表 - 8】進学率の推移 単位：%（出典：韓国教育新聞社「韓国教育年鑑2003」）

年度	初等学校 中学校	中学校 高等学校	一般系高等学 校 高等教育 機関	実業系高等学 校 高等教育 機関
1970	66.1	70.1	40.2	9.6
1975	77.2	74.7	41.5	8.8
1980	95.8	84.5	39.2	11.4
1985	99.2	90.7	53.8	13.3
1990	99.8	95.7	47.2	8.3
1995	99.9	98.5	72.8	19.2
1997	99.9	99.4	81.4	29.2

2000	99.9	99.5	83.9	41.9
2001	99.9	99.5	85.2	44.9
2002	99.9	99.5	93.9	54.4

3 男女共学の状況

初等学校までは男女共学だが、中学校になると男女共学校のほかに、男子中学校、女子中学校が相当数あり、また、高等学校でも男女別の学校が日本に比べてはるかに多い。また、男女共学とはいってもクラスは別々のことが多いようである。

【表 - 9】男女共学の状況 単位：校（出典：韓国教育新聞社「韓国教育年鑑 2003」）

区分	男子学校	女子学校	共学
中学校	485	444	1880
一般系高等学校	343	298	613
実業系高等学校	72	181	488

第4節 学年・学期・学級編制等

1 学年

学校の学年は、毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終わる。（初・中等教育法 § 24、高等教育法 § 20）

2 学期

韓国では2学期制で、第1学期は3月1日から8月31日まで、第2学期は9月1日から翌年の2月末日までである。（初・中等教育法施行令 § 44）

3 授業日数

毎学年の授業日数は、幼稚園 180 日以上、初等学校・中学校・高等学校 220 日以上とされている。ただし週 5 日授業の実施の場合等には、その 10 分の 1 の範囲内で授業日数を縮減することができる。（初・中等教育法施行令 § 45）

4 休業日

官公署の公休日（日曜日及び祝祭日）

管轄庁または学則が定める夏・冬及び学期末の休暇または開校記念日等

（夏季休暇は7月下旬から8月中旬ころまで、冬季休暇は12月下旬から2月上旬までと冬季休暇が長い。）

【表 - 10】韓国の祝祭日

日 付	祝祭日名
1月1日	正月
旧暦の1月1日及びその前後の日	ソルラル(旧正月)
3月1日	三・一節(独立運動記念日)
4月5日	植樹の日
旧暦の4月8日	釈迦誕生日
5月5日	こどもの日
6月6日	顕忠節(戦没者慰霊の日)
7月17日	制憲節(憲法記念日)
8月15日	光復節(独立記念日)
旧暦の8月15日及びその前後の日	秋夕(チュソク)
10月3日	開天節(建国記念の日)
12月25日	クリスマス

(注1) 印の祝祭日は、その年によって日が変わる。

(注2) 韓国では祝祭日が日曜日と重なっても振替休日はない。

(注3) 上記のほか、大統領選挙及び統一地方選挙は平日に投票を行い、その日は公休日とされる。

5 学校週5日制の検討状況

韓国では2003年まで、学校・官公庁・民間企業においてほとんど週休二日制が導入されていなかったが、2003年8月29日、週5日勤務制関連法案が国会を通過し、2004年7月から施行されることとなった。これに伴い2004年7月1日から公共機関を含む、金融・保険業種および1000名以上事業場が週5日勤務を実施するようになる。残りの事業場は事業場規模別に2011年7月まで順次的に施行されることになった。

週5日勤務制の本格実施が決まったことを受け、2003年9月、教育人的資源部は「週5日授業制運営基本計画」を取りまとめた。これによると、2004年3月からは、一部の学校で試験的に実施している月1回の土曜休業を拡大実施し、2005年3月には全学校にまで拡大するとし、将来的には週1回の土曜休業を週2回、あるいは前面実施へ拡大していくとしている。

なお、日本における学校週5日制は、平成4年(1992年)9月から月1回、平成7年(1995年)4月から月2回と段階的に実施され、平成14年(2002年)度からはすべての学校で一斉に実施されている。

6 1学級の児童生徒数の基準

高等学校では2002学年度から35人となった。また、初等学校・中学校で

は 2002 学年度までは 38 人で、2003 学年度からは 35 人となるなど、政府の強力な指導の下で 35 人学級が実現した。

2000 年 7 月 6 日、政府は「OECD 国家水準の教育環境改善推進計画」を樹立・発表、初等・中学校は 1 学級当り 35 名、高等学校は 40 名を実現することを目標とした改革を進めることが決定された。さらに 2001 年 7 月 20 日、教育部が大統領報告の形で「教育環境改善計画」を発表、この中で高等学校においても 35 名学級を実現することが決定された。

この計画で、2004 年までに 12 兆 360 億ウォンを投じ、学校を 1,202 校新設、また 12,304 学級を増設するとされた。教員も、23,600 名を増員するという目標が打ち出された。

この結果、計画樹立当初の 2000 年度と比べ、初等・中高校の学級当り学生数が 37.9 人から 2003 年には 33.9 人まで 4 人減少した。

この事業は、部処間の壁を超えて莫大な予算を投じ、画期的に教育環境を改善したという評価がある一方、韓国内でも都市と農漁村間の学生数の格差助長、校舎建設の敷地不足、体育館や運動場の教室転用などの問題も生み出した。

7 年間行事

【表 - 1 1】校暦（2002 学年度の南春川女子中学校及び江原大学校師範大学附設高等学校の例）

学期	月	祝祭日	日・行事名	
			南春川女子中学校	江原大学校師範大学 附設高等学校
1 学期	3	1 三・一節（独立運動記念日）	2 入学式，始業式	2 入学式，始業式
	4	5 植樹の日	6 開校記念日 20 科学行事 29～5/1 修学旅行 23～25 中間考査	14～18 修学旅行 17 テーマ学習 26 連合体育大会
	5	5 こどもの日 19 釈迦誕生日	3 体育大会	6～9 中間考査 10 体育大会
	6	6 顕忠節（戦没者慰霊の日）		
	7	17 制憲節（憲法記念日）	1～4 期末考査 19 放学式 20～8/19 夏季休暇	3～6 期末考査 20 放学式 21～8/25 夏季休暇
	8	15 光復節（独立記念日）	20 開学式	26 開学式

2 学期	9	20～22 チュソク (旧盆)	30～10/2 中間考査	16～18 学園祭 18 テーマ学習 22 開校記念日
	10	3 開天節(建国記念 の日)	4 秋季遠足 5 歌謡祭 7 体力検査 8 体育大会	9～12 中間考査
	11		4～7 期末考査(3 年生)	6 大学修学能力試験(日 本のセンター試験に相 当) 8～14 卒業考査
	12	25 クリスマス	2～5 期末考査(1, 2 年 生) 20 放学式 21～2/7 冬季休暇	2～5 期末考査 18 入学試験 19 放学式 20～2/6 冬季休暇
	1	1 正月 31～2/2 ソルラ ル(旧正月)		
	2		8 開学式 14 卒業式 17 終業式 18～学年末休暇	7 開学式 14 卒業式 19 終業式 20～学年末休暇

(注1) 印の祝祭日は旧暦で日が決まるためその年によって日が変わる。

(注2) 韓国では祝祭日が日曜日と重なっても振替休日はない。

第5節 学課

1 各級学校の授業科目

2000年3月から順次適用された第7次教育課程における各級学校での教科は次のとおりである。

【表 - 12】各級学校における授業科目

学校種別	授業科目
初等学校	道徳、国語、数学、社会、科学、体育、音楽、美術、実科、外国語
中学校	道徳、国語、数学、社会、科学、体育、音楽、美術、技術・家庭、外国語、裁量活動選択科目(漢文、コンピュータ、環境、選択外国語)
高等学校	道徳、国語、数学、社会、科学、体育、教員、音楽、美術、技術・家庭、外国語(第1外国語及び第2外国語)、漢文、教養

2 日本語（第2外国語）の履修

商業系や外国語系を除く一般の高等学校では、2年生から第2外国語を履修する。第2外国語はドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、日本語、ロシア語の6科目うちからの選択とされている。

2003年に日本語を選択した高校生は、約56万人である。この数は、韓国の全高校生の32%であり、第2外国語を履修した学生数の中だけで見ると63%に達する。日本語教員の養成が追いつかず、ドイツ語、フランス語の教員が日本語を教えたりしている。

この要因としては、ここ数年良好な日韓関係、韓国政府が進めている文化開放政策、2002年に開催された日韓共催ワールドカップサッカー大会等の影響があるものと思われる。また、日本のアニメーション、漫画等の大衆文化への関心から日本語学習を始める者も多い。

2001年度の大学修学能力試験（日本のセンター試験に相当する。）から第2外国語が選択科目として新たに導入され、一部の大学で選考資料に使用されるようになった。

また、中学校においても2001年度から裁量活動時間に第2外国語が選択科目となっている。

3 熾烈な受験競争

韓国では儒教の影響もあって学問を重視する傾向が強い。古くは、科挙試験に合格することにより社会的エリートとなり得た。

学歴によって社会的地位や収入に大きな格差があり、結婚にも影響するといわれている。

親の教育熱が高く、子どもは幼い頃より日本の塾に相当する学院に通って勉強する。韓国のGDPに占める学校外教育費の割合は2.96%とOECD加盟国のなかで第1位となっている。また、1世帯あたりの教育費における私教育費への支出は124,547ウォンで、公教育にあたる学校授業料などの納入金113,372ウォンを上回っているという（統計庁「2003年第3四半期の都市勤労者世帯の家計収支動向」）。

韓国では高校受験の競争激化を防ぐため、全国各市域で「平準化政策」が採られている。これは地域別に決められた「学校群」の中のいずれかの高校に抽選によって学生を割り当てる制度であり、公立・私立を含めて実施されている。この制度導入後、親の間で学校教育に期待せず、子どもを塾に通わせる動きが顕著になったといわれている。ソウルでも富裕層が多く住む江南地区では、富裕層を対象とした優秀な講師を抱える塾が相次いで開業、進学に有利な塾を求めて教育熱心な親達が殺到し、江南地区の不動産価格が高騰するという問題まで起きている（「自治体国際化フォーラム2003年1月号 韓国の教育熱が招いた住宅投機」）

第6節 教職員（初等学校・中学校・高等学校及び特殊学校）

1 教権の尊重

教権は尊重されなければならない、教員はその専門的地位や身分に影響を及ぼす不当な干渉を受けない。（教育公務員法 § 43） また、教員には、現行犯の場合を除き学校内における不逮捕特権が認められている。（教育公務員法 § 48、私立学校法 § 60）

2 種類

（1）校長（園長）

校務を統括し、所属教職員を指導・監督し学生を教育する。

（2）校監（園監）

校長を補佐し、校務を管理し学生を教育し、校長がやむを得ない理由により職務を遂行できない場合にその職務を代行する。日本の教頭に相当する。

（3）教師

学生または園児を教育する。教師となるためには、教育人的資源部長官が授与する資格証が必要である。資格証の種類には、正教師（1級・2級）・準教師・専門相談教師・司書教師・実技教師・養護教師（1級・2級）がある。（初・中等教育法 § 21）

（4）奨学官・奨学士

教育人的資源部、特別市・広域市・道の教育庁（主に教育局）や地域教育庁等の教育行政機関に勤務する教育公務員で、日本の主任指導主事・指導主事に相当する。奨学官が奨学士より上位の職級である。なお、地域教育庁の教育長は奨学官をもって充てることとされている。

なお、奨学官は校長級、奨学士は校監級の職にあたる。

（5）教育研究官・教育研究士

教育機関・教育行政機関または教育研究機関に勤務する教育公務員で、日本の主任研究主事・研究主事に相当する。教育研究官が教育研究士より上位の職級である。

3 教育公務員の人事等

（1）適用法令

国立及び公立の学校に勤務する教員及び教育行政機関等に勤務する奨学官・奨学士・教育研究官・教育研究士には、国家公務員法の規定が適用さ

れる。(国家公務員法 §2) ただし、公立の大学及び公立の専門大学に勤務する教員については、地方公務員法の規定が適用される。(地方公務員法 §2)

また、国家公務員法・地方公務員法とは別に、教育公務員法が制定されており、教育公務員の資格・任用・報酬・研修及び身分保障等について定めている。

(2) 任用権者

それぞれの職ごとの任用権者は次の【表 - 13】のとおりである。

なお、教育人的資源部長官は、全国的な教員の受給を円滑にするため、特別市・広域市及び道の教育庁間の転補計画を樹立・実施できる。(教育公務員任用令 §13 の3)

【表 - 13】公立学校教員の任用権者

職		任用権者	任用提請権者
校長		大統領 転補(注1)の場合は教育監に委任	-
校監及び教師		教育監(教育人的資源部長官が委任)	-
奨学官 及び 教育研究官	教育長(注2)	大統領 転補の場合は教育人的資源部長官	教育監の推薦 教育人的資源部長官の提請
	教育庁の局長以上の職	大統領 転補の場合は教育人的資源部長官	
	教育庁の課長級の職	大統領 転補の場合は教育監に委任	
	上記以外	教育監(教育人的資源部長官が委任)	-
奨学士及び教育研究士		教育監(教育人的資源部長官が委任)	-

(注1)「転補」とは同一職級内における勤務機関(部署)の変更をいう。

(注2)教育長については、第2章第3節2組織 - (2)機構及び事務分掌 - ケ 下級教育行政機関 - (イ)教育長 を参照

このほか、公立大学の長は公立大学の推薦を受け地方教育公務員人事委員会の諮問を経て地方自治団体の長が任用し、公立大学の教授・副教授・助教授は大学人事委員会の同意を得て大学の長が提請し地方自治団体の長

が任用する。(教育公務員法 § 55)

(3) 校長の任期

校長の任期は4年とされており、1回に限り重任できる。従って校長としての任期は最長8年である。任期中であっても転補されうる。学期の途中に任期が満了する場合は当該学期の末日(2月末日または8月31日)が任期満了日となる。(教育公務員法 § 29 の 2)

停年前に校長としての任期が満了する者は、本人が希望すれば元老教師として任用される。校長の任期満了のあと、特別市・広域市・道の教育庁の局長、課長や教育機関の長、地域教育庁の教育長に就任することもある。

(4) 停年

62歳に達した日の属する学期の末日(2月末日または8月31日)に停年退職する。1999年9月1日から停年年齢が65歳から62歳に引き下げられた。ただし、大学教員の停年は65歳である。

なお、一般職公務員の停年は、職級が5級以上(上位の級)であれば60歳、6級以下(下位の級)であれば57歳であり、当該年齢に達した日以後最初の6月30日、12月31日に退職する。

また、20年以上勤務した者が停年前に自ら進んで退職することを名誉退職といい、名誉退職者には名誉退職手当が支給される。

第7節 学校運営委員会

1 設置目的・設置する学校

韓国の教育基本法第5条は、「学校運営の自立性は尊重され、教員・学生・父兄及び地域住民等は法令が定めるところにより学校運営に参加することができる」と定めている。

学校運営委員会は、学校運営の自立性を高め地域の実情と特性にあった多様な教育を創意的に実施できるようにすることを目的とし、国・公立及び私立の初等学校・中学校・高等学校及び特殊学校に設置が義務づけられている。

学校運営委員会の制度は、最初1995年7月の地方教育自治に関する法律の第2次改正によって導入された。その後、1997年には審議事項の範囲が拡大され、さらに2000年からは私立学校にも設置が義務づけられるようになった。

2 定数及び構成

委員の定数は、当該学校の学生数に応じ、次の人数の範囲内において、当該学校の学校運営委員会規程で定める。

学生数 200 名未満	5 人以上 8 人以内
学生数 200 名以上 1,000 名未満	9 人以上 12 人以内
学生数 1,000 名以上	13 人以上 15 人以内

委員は、教員代表、学父母（父兄）代表及び地域社会人士で構成される。地域社会人士とは、当該学校が所在する地域を生活根拠とする教育行政関係の公務員、当該学校が所在する地域を産業活動の根拠地とする事業者、当該学校の卒業生、その他学校運営に貢献しようとする者である。

各代表の構成割合は次の範囲内において、当該学校の学校運営委員会規程で定める。

教員代表	30～40%（20～30%）
学父母（父兄）代表	40～50%（30～40%）
地域社会人士	10～30%（30～50%）

実業系高等学校の場合は（ ）内の構成率とし、かつ地域社会人士の半数以上を当該学校が所在する地域を産業活動の根拠地とする事業者としなければならない。

3 委員の選出方法

教員代表は、校長は当然に委員となり、校長以外の委員は、国・公立学校の場合、当該学校の教員のうちから教職員全体会議での無記名投票により選出し、私立学校の場合、教職員全体会議が推薦した者のうちから校長が委嘱する。学父母（父兄）代表は、学父母の全体会議または学級別の代表者会議で選出する。地域社会人士は、教員代表または学父母（父兄）代表が推薦し、それらの委員の無記名投票により選出する。

委員長は委員の無記名投票により選出するが、教員代表であってはならない。

4 機能

（1）学校運営に関する審議

国・公立学校の学校運営委員会は次の事項を審議する。

学校憲章及び学則の制定または改正に関する事項

学校の予算案及び決算に関する事項

学校教育課程の運営方法に関する事項

教科用図書及び教育資料の選定に関する事項

正規学習時間終了後または休業期間中の教育活動及び修練活動に関する事項

教育公務員法第31条第2項の規定による招聘教員の推薦(教員免許所持者であって当該学校が必要とする者を当該学校の教員に任用するよう任用権者に要請すること。)に関する事項

学校運営支援費の造成・運用及び使用に関する事項

学校給食に関する事項

大学入試特別選考のうち学校長推薦に関する事項

学校運動部の構成・運営に関する事項

学校運営に対する提案及び建議事項

その他大統領令、特別市・広域市または道の条例で定める事項

江原道の場合、条例で次の事項が定められている。

- 1 規程の制定・改定
- 2 学生指導のための支援事項
- 3 制服及び体育服の選定、修学旅行等、父兄が経費を負担する事項。ただし特定のサークル等で特定の学生を対象とする事項を除く。
- 4 父兄及び一般人を対とした平生教育(日本の生涯学習に相当する)プログラムの設置・運営等の地域社会教育に関する事項

私立学校の場合、校長は上記 ~ 、 ~ の事項について学校運営委員会の「諮問」(審議ではない。)を経なければならない。ただし、及びについては学校法人の要請がある場合に限る。

(2) 学校発展基金の管理

学校運営委員会は、学校発展基金の造成・運用及び使用に関する事項について審議・議決する。学校発展基金は、寄付金や父兄等が自発的に拠出した金品を受け付け、教育施設の補修拡充、教育用の機材・図書購入、学校体育活動・学芸活動の支援、学生福祉・学生自治活動の支援に使用されるもので、学校運営委員会の委員長がその名において管理する。(初・中等教育法施行令 §64)

(3) 教育監選挙及び教育委員選挙の選挙人

教育監選挙、教育委員選挙の選挙公告日における学校運営委員会の各委員(委員会ではない。)は、教育監選挙、教育委員選挙の選挙人となる。

選挙の際、学校長は、学校運営委員会委員の姓名等の人的事項を選挙公告日の翌日までに市・郡・自治区の選挙管理委員会に通報しなければならない。

教育監及び教育委員の選出については第2章第5節「教育監及び教育委

員の選出」を参照。

5 校長と学校運営委員会の関係

(1) 国・公立学校

ア 校長は学校運営委員会の審議結果を最大限尊重せねばならず、審議結果と異なる施行をしようとする場合には、学校運営委員会と管轄庁のそれぞれに書面で報告しなければならない。

イ 教育活動・学校運営に重大な蹉跌が発生するおそれがある場合や、天災等のやむを得ない理由により委員会を招集する余裕がない場合には、校長は学校運営委員会の審議を経ずに施行できる。その場合、校長は事後にその理由を学校運営委員会と管轄庁のそれぞれに書面で報告しなければならない。

ウ 校長が、正当な理由なくして審議結果と異なる施行をする場合、審議結果を施行しない場合及び正当な理由なく審議を経ない場合には、管轄庁は校長に対し是正を命令することができる。

(2) 私立学校

上記の国公立学校の場合における 及び は私立学校の校長については適用されない。(私立学校の学校運営委員会は「審議」でなく「諮問」を行う。学校発展基金に関しては議決を行う。)

6 委員会の運営

(1) 運営に関する詳細規定

学校運営委員会の運営に関する詳細は、公立学校の場合は条例で、国立学校の場合は大統領令で、私立学校の場合は定款で詳しく規定されている。ここでは「江原道立学校運営委員会の設置・運営に関する条例」を基に説明する。

(2) 委員について

ア 任期

任期は2年間で、1回に限り再任できる。任期開始日は4月1日である。

イ 資格

国家公務員法第33条に定める欠格事由に該当してはならず、かつ、他の学校の委員を兼ねることはできない。また、学父母(父兄)代表の委員の子女が卒業または転学した場合、教員代表の委員が異動した

場合、特別な理由なく3回連続して会議に出席しなかった場合には、その委員は当然に退職する。

ウ 義務

委員は、学校運営委員会を通さずして学校運営に関与することはできない。また、当該学校との営利を目的とした取引やその地位を乱用しての財産上の権利・利益の取得または斡旋をしてはならない。

エ 報酬・手当

報酬・手当は支給されない。交通費等の実費弁償のみ。

(3) 会議の運営について

ア 委員長

委員長は、学校運営委員会を代表し、会議を招集し、進行する。委員の無記名投票によって選出し、任期は1年で再任可能である。ただし、教員代表であってはならない。

イ 会議

定期会及び臨時会がある。定期会の招集時期は規程で定め、臨時会は学校長または在籍委員の3分の1以上の要求があったときに委員長が招集する。ただし、会議日数は年30日以内としなければならない。

ウ 定足数

会議開催には委員の過半数の出席が必要である。また、議決には出席委員の過半数の賛成が必要である。

エ 会議の公開

会議は公開を原則とする。ただし、教育または教権の保護のため必要と認められる場合には、議決により非公開とすることができる。

また、会議を開催するときには、家庭通信文、学校掲示板等を通じて会議開催日時、案件等を知らせることにより一般の父兄、教師等が会議を参観できるようにしなければならない。

オ 会議録

会議の進行内容及び結果、出席委員の氏名を記載した会議録を作成し、学校長と委員長が署名する。父兄、教員及び地域住民が閲覧できるよう、学校長は会議録を学校に備え置く。

カ 小委員会の設置

案件審議の効率化を期するため、小委員会を置くことができる。

キ 父母等の組織

父兄等によって構成される学校内外の自生組織（父兄会、後援会、名誉教師会など）は、規程の定めるところに従い、自主的に運営することができ、また、学校運営委員会の傘下団体となることもできる。その代表者はその組織の活動と関連し、運営委員会の許可を得て会議

に出席・発言することができる。

7 日本における学校評議員制度との比較

日本では、平成 12 年 1 月に学校教育法施行規則が改正され、同年 4 月から学校評議員制度が導入された。学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解・識見を有する者のうちから、校長の推薦により当該学校の設置者（教育委員会）が委嘱する。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営について意見を述べる。（学校教育法施行規則 § 23 の 3）

この学校評議員制度導入の目的は、学校運営に関し保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること、学校運営に保護者や地域住民の協力を得ること、学校運営の状況を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくことができるようにすることであるとされている。

制度面から比べた場合、韓国における学校運営委員会は、学校運営に関する個々の重要事項のすべてについて審議し、かつ、学校長にその審議結果の尊重義務が課せられているなど、より学校運営への関与の度合いが深い。

第2章 地方の教育・学芸事務を管掌する機関

第1節 教育・学芸事務を管掌する機関の分離

1 法的根拠

韓国の地方自治法第9条第5項は、教育・体育・文化・芸術の振興に関する事務は地方自治団体の事務であるとしている。しかし、その一方で、同法第112条第1項では、地方自治団体の教育・科学及び体育に関する事務を分掌させるため、別途、機関を置くとし、教育・科学及び体育に関する事務は、地方自治団体の長が処理せず、長とは別の独立した行政機関によって処理されることを定めている。

この地方自治法の規定を受けて制定されているのが、「地方教育自治に関する法律」である。

2 「地方教育自治に関する法律」

地方自治団体の教育・科学・技術・体育その他学芸に関する事務を管掌する機関の設置とその組織及び運営等に関する事項を具体的に規定しているのが「地方教育自治に関する法律」である。第1章 総則、第2章 教育委員会、第3章 教育監、第4章 教育財政、第5章（教育人的資源部長官による）指導と監督、第6章 教育委員及び教育監の選出 からなる。

この法律の制定前は、旧教育法の一部に地方教育行政制度に関する規定があったが、韓国における地方自治の本格実施とあわせて見直され、1991年3月8日に単独の法律として制定されたものである。なお、制定後2000年1月までに6次にわたって改正されている。

3 分離の根拠

地方の教育・学芸事務を管掌する機関を地方自治団体の他の機関から分離させる根拠について、地方教育自治に関する法律第1条は、「教育の自主性及び専門性と地方教育の特殊性を生かすため」であるとしている。

教育の自主性とは、教育の内容・方法を教育者が自ら定めることができ、行政権力による干渉が排除されることを、教育の専門性とは、教育に関する専門的知識と能力を備えた者が教育を担当しなければならないことを、地方教育の特殊性とは、教育事務を分権化することにより地方の特殊性を反映させることを意味すると一般に説明されている。

このほか、韓国憲法第31条第4項で保障されている教育の政治的中立性を分離の根拠に加える学説もある。

第2節 「教育監」及び「教育委員会」の特別市・広域市・道への設置

1 教育・学芸事務を管掌する地方自治団体

地方自治団体の教育・科学・技術・体育その他学芸（以下、「教育・学芸」という。）に関する事務は、広域自治団体である特別市・広域市・道の事務とされている。（地方教育自治に関する法律§2）

従って、基礎自治団体である市・郡・自治区は、教育・学芸事務（例えば学校の新設・廃止など）に関して、直接にはいかなる権限も行使できない。

2 教育・学芸事務を管掌する機関

地方における教育・学芸事務を管掌する機関として、執行機関である「**教育監**」と審議・議決機関である「**教育委員会**」の2つが設置されている。「教育監」と「教育委員会」は、事務配分と同様に広域自治団体である特別市・広域市・道にだけ設置されており、基礎自治団体である市・郡・自治区には設置されていない。（§3，§20）

なお、日本における教育委員会は合議制の執行機関であるが、韓国における教育委員会は審議・議決機関であり、名称は同じでもその性格がまったく異なることに注意を要する。

第3節 教育監（執行機関）

1 教育監

（1）性格

広域自治団体である特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事務の執行機関であり、独任制である。（§20）教育・学芸に関する事務は特別市・広域市・道の事務とされ、基礎自治団体である市・郡・自治区に教育監は設置されていない。

また、教育監は、国家行政事務のうち特別市・広域市・道に委任され施行する事務で教育・学芸に関する事務を処理する場合には、中央政府（教育人的資源部）の下級行政機関としての地位をあわせ持つ。（§21）

（2）選出

教育監選挙人団の投票により選出される。選挙人団の構成など選出方法の詳しい内容については第5節「教育監及び教育委員の選出」を参照されたい。

(3) 資格・兼職制限

教育監は、学識と徳望が高く、当該特別市・広域市・道の首長の被選挙権を有する者で、候補者登録日から過去2年間政党の党員でない者でなければならない。(§ 61) またさらに、候補者登録日を基準として、教育経歴(学校の教員として勤務した経歴)または教育公務員としての教育行政経歴が、あわせて5年以上なければならない。(§ 61) 地方教育自治に関する法律の制定当初は20年以上の経歴が必要とされていたが現在は5年以上に要件が緩和されている。

なお、特別市・広域市・道の首長の被選挙権を有する者は、選挙日現在継続して60日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている25歳以上の国民である。(統合選挙法 § 16)

このほか、教育監は次のアからエまでの職を兼ねることはできない。(§ 25)

- ア 国会議員・地方議会議員・教育委員
- イ 国家公務員及び地方公務員(選挙によって就任する政務職公務員を含む。)
- ウ 私立学校の教員
- エ 私立学校の経営者または私立学校を設置・経営する法人の役職員

(4) 任期

任期は4年で、1回に限り再任が可能である。(§ 23)

(5) 権限

教育監は、教育・学芸事務の執行機関として、地方自治団体の首長と同様の広範な権限を有する。主なものを挙げると次のとおりである。

- ア 代表権：教育監は、教育・学芸に関する所管事務にかかる訴訟や財産登記等に関して、当該特別市・広域市・道を代表する。(§ 20)
- イ 予算案の編成
- ウ 決算書の作成
- エ 条例案などの議案の提出
- オ 教育委員会及び地方議会への出席・発言
- カ 教育規則の制定(§ 28): 教育監は、法令または条例の範囲内でその権限に属する事務に関し教育規則を制定・公布することができる。
- キ 職員の任用等(§ 30)
- ク 議会等の議決に対する再議要求及び提訴
- ケ 先決処分
- コ 条例の公布

【表 - 1】教育監と日本の教育委員会との権限の比較

事 項	韓 国	日 本
教育財産の取得・処分、契約の締結 予算の執行	教育監	首長
教育財産の管理		教育委員会
予算の編成・決算書の作成	教育監	首長
条例案等の議案の提出	教育監	首長
使用料・手数料・分担金及び加入金の徴収	教育監	首長
地方税の賦課・徴収	首長	首長

2 組織

(1) 教育監の下にある機関

教育監の下には、補助機関(副教育監)、教育機関及び下級教育行政機関(地域教育庁)が置かれる。教育監の下にあるこれらの機関を総称して一般に「教育庁」と呼んでいる。

教育監は、条例または教育規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部をこれらの機関に委任できる。(§ 29) また、当該地方自治団体の長と協議して出張所(地方自治団体の長の所属行政機関で、遠隔地の住民の便宜及び特定地域の開発促進のため必要があるとき設置される。)または区・邑・面・洞(いずれも地方自治団体の長の下部行政機関)の長に委任することも可能である。(§ 29)

(2) 機構及び事務分掌

ア 江原道教育庁の概要

以下、機構及び事務分掌の具体例として江原道教育庁の場合を紹介する。

江原道は韓国に 16 ある広域自治団体のひとつで、韓国の北東部に位置し、人口は 1,552 千人、面積は 16,874k m² (軍事境界線以南)である。このほか江原道教育庁に関する基礎データは以下のとおりである。(出典：江原道教育庁発行「江原教育」)

【表 - 2】江原道における各級学校の現況

学校の区分	学校数				学級数	学生数	教員数	
	国立	公立	私立	計				
幼稚園	1	306	117	424	713	16,657	793	
初等学校	1	458 (95)	3	462 (95)	4,488 (218)	124,112 (1,324)	5,569	
中学校		144	15	159	1,732	57,806	3,519	
高等学校	人文	1	50	12	63	924	29,393	2,061
	実業		43	6	49	938	29,286	2,389
	計	1	93	18	112	1,862	58,579	4,450
特殊学校		4	1	5	116	880	217	
放送通信高等学校		7		7	34	1,033		
合計	3	1,012 (95)	154	1,169 (95)	8,945 (218)	259,167 (1,324)	14,548	

注：初等学校数の（ ）は分教場数の内数

イ 沿革

1964年1月 江原道教育委員会発足，初代教育監就任

1991年3月 江原道教育委員会（議決機関）と教育監（執行機関）に分離

1994年3月 初代民選教育監就任

1998年11月 組織改編（2局1担当官9課）

ウ 財政現況

歳入歳出総額 11,982億ウォン（100円 1,000ウォン）

歳入内訳 国庫負担収入 10,194億ウォン（85.1%） 自治体転入金 1,206億ウォン（10.1%） 自体収入 582億ウォン（4.9%）

歳出内訳 給与・福祉費 8,006億ウォン（66.0%） 学校教育費 3,243億ウォン（29.1%） 教育行政費・その他 732億ウォン（4.9%）

エ 定員

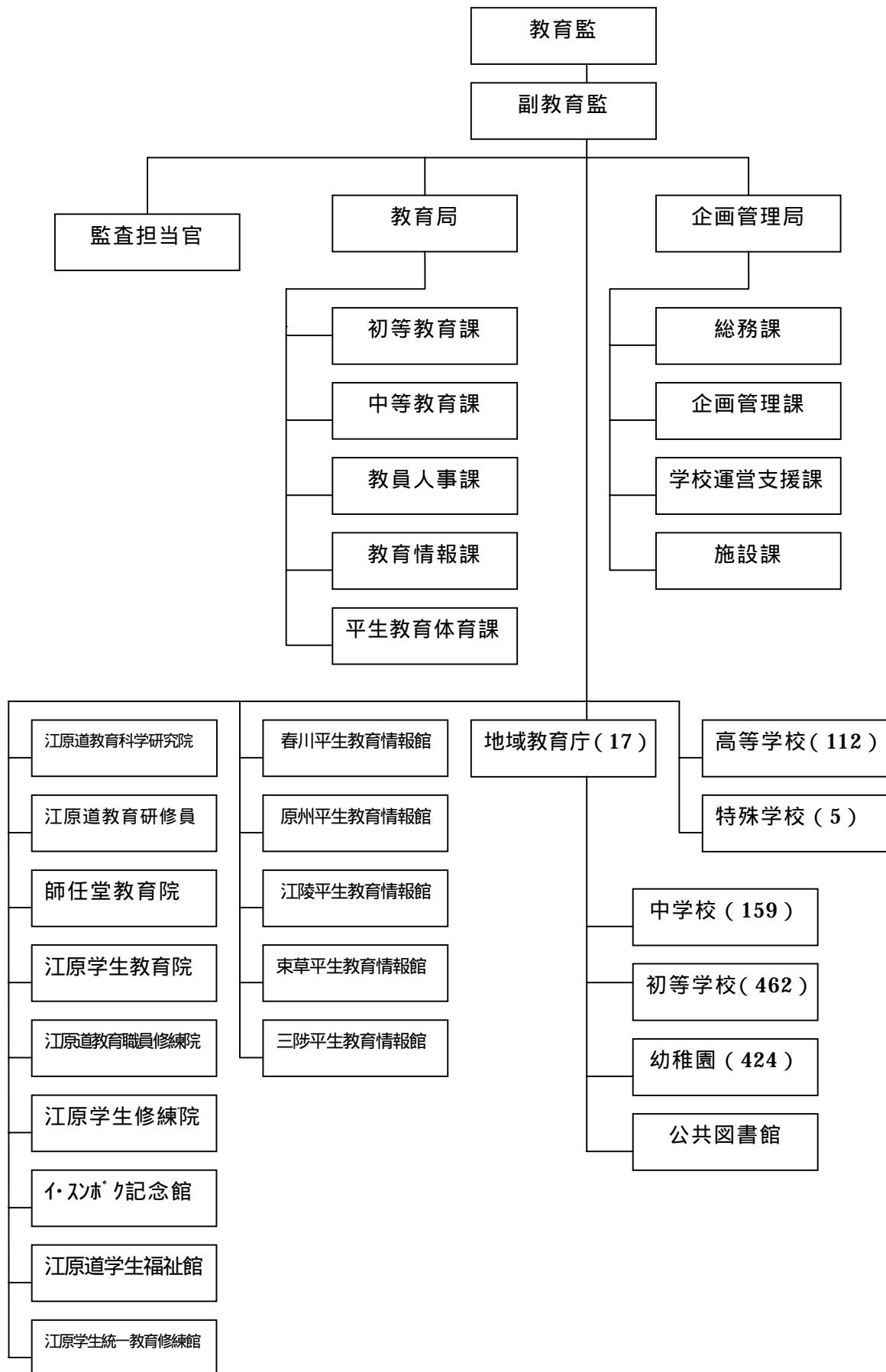
地方公務員 3,768人（教育委員会議事局職員及び各学校におく職員を含む。）

オ 機構

道教育庁 2局1担当官9課

地域教育庁 17庁 直属機関 14機関

【図 - 3】江原道教育庁機構図



企画管理課（室）学校運営支援課、教育情報化課（担当官）は各教育庁共通の必須機構である。「平生教育」は日本でいう「生涯学習」にあたる。

日本では、監査業務は監査委員会事務局が、出納業務は出納事務局が行うが、韓国では教育庁内に担当セクションが設置されている。教育庁が他の行政部門から分離して運営されていることがわかる。

カ 事務分掌

部署名	担当名 (係に相当)	分掌事務
監査担当官	監査 1 担当 監査 2 担当 法務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査計画の樹立及び監査の実施 ・ 国政監査、行政事務監査（江原道議会及び江原道教育委員会）の受監及び結果処理 ・ 公職綱紀確立計画の樹立・分析・評価及び結果処理 ・ 条例、規則及び訓令等の自治法規に関する事項 ・ 各種訴訟事務に関する事項
(教育局)		
初等教育課	奨学担当 幼児特殊教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初等学校教育課程の運営指導に関する事項 ・ 初等学校の生活指導に関する事項 ・ 初等学校の奨学、研究、実験及び模範学校の指導に関する事項 ・ 幼児教育機関及び特殊学校（級）の教育課程運営に関する事項 ・ 就学前教育振興に関する事項
中等教育課	奨学担当 生活指導担当 教員団体担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般系中・高等学校の教育課程運営に関する事項 ・ 高等学校入学試験、大学修学能力試験の管理に関する事項 ・ 一般系中・高等学校の奨学、研究、実験及び模範学校の指導に関する事項 ・ 国外留学案内、相談及び情報提供と広報に関する事項 ・ 不法課外取り締まりに関する事項（注：「課外」とは家庭教師の指導等による決められた課程以外の勉強のことをいう。） ・ 教員労働組合及び教員団体連合会に関する事項

教員人事課	初等人事担当 中等人事担当 学事担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の人事管理、研修及び福利厚生に関する事項 ・初・中等教員任用試験に関する事項 ・中学校入学資格及び高校入学・高校卒業検定考試に関する事項 ・教科書の需給に関する事項 ・教員の資格検定及び資格証発給に関する事項 ・私立学校の定員配定に関する事項
教育情報化課	科学情報担当 産業教育担当 電算担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教育情報化に関する事項 ・行政業務電算化に関する事項 ・科学教育の振興及び支援に関する事項 ・実業系高等学校の教育課程運営に関する事項 ・中学校の実科教育、人文系高等学校の実業教育に関する事項
平生体育教育課	平生教育担当 体育教育担当 学校保健給食担当	<ul style="list-style-type: none"> ・平生教育の振興及び指導に関する事項 ・平生教育機関・団体及び学園の設置・廃止に関する事項 ・平生教育情報館及び公共図書館の運営に関する事項 ・体育教育課程の運営・指導に関する事項 ・育成種目及び選手管理業務 ・青少年団体の活動支援及び国際交流に関する事項 ・学校保健・給食管理に関する事項
（企画管理局）		
総務課	庶務担当 人事担当 広報担当 非常計画担当	<ul style="list-style-type: none"> ・保安、当直、文書管理に関する事項 ・民願相談に関する事項 ・情報公開業務に関する事項 ・地方公務員の人事管理及び教育訓練に関する事項 ・地方公務員任用試験に関する事項 ・教育施策の広報に関する事項 ・職場民防衛教育訓練及び学校民防衛の運営に関する事項 ・非常対備（災難対備、戦時動員）業務に関する事項
企画管理課	企画組織担当 行政管理担当 予算担当	<ul style="list-style-type: none"> ・教育政策全般についての企画及び教育発展中長期計画樹立に関する事項 ・主要業務計画樹立及び審査分析に関する事項 ・組織及び定員管理に関する事項 ・教育庁及び地域教育庁の評価に関する事項

		<ul style="list-style-type: none"> ・行政権限の委任及び事務分掌に関する事項 ・教育委員会及び地方議会業務に関する事項 ・教育費特別会計の予算編成及び運用に関する事項 ・教育統計に関する事項
学校運営支援課	行政担当 経理担当 契約管理担当 財産担当	<ul style="list-style-type: none"> ・各級学校の設立・廃止に関する事項 ・各級学校の学生収容計画・学級編制及び学郡・学区設定に関する事項 ・学校運営委員会の運営に関する事項 ・島嶼僻地に関する事項 ・私立学校法人の設立・廃止及び指導監督に関する事項 ・私立学校の財政補助に関する事項 ・歳出予算の執行、歳入の出納及び決算に関する事項 ・各種契約事務及び主要物品の管理・処分に に関する事項 ・財産の取得・処分・交換・管理に関する事 項 ・授業料策定及び学費減免に関する事項
施設課	施設企画担当 施設管理担当 施設1担当 施設2担当 施設3担当	<ul style="list-style-type: none"> ・各種施設計画樹立・調整に関する事項 ・学校施設の安全点検計画樹立及び災難管理 に関する事項 ・各種施設工事の設計・執行・監督・検査に に関する事項 ・私立学校の支援（環境改善）

キ 補助機関（副教育監）

副教育監は、教育監を補助し、事務を処理し、教育監に事故がある場合にはその職務を代理する。

副教育監は国家公務員をもって補することとされ、当該特別市・広域市・道の教育監が推薦した者を教育人的資源部長官の提請により大統領が任命する。

ク 教育機関

教育監の所管事務の範囲内で必要な場合には、大統領令または条例が定めるところに従い、教育機関を設置することができる。（§34）具体的な設置例については図 - 3 の機構図を参照。

ケ 下級教育行政機関

(ア) 地域教育庁

「地域教育庁」とは、特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事務を分掌するため1つまたは2つ以上の市・郡・自治区を管轄区域として設置された下級教育行政機関をいう。

地域教育庁の管轄区域及び名称は大統領令が定めるところによる。2つ以上の基礎自治団体にまたがって設置されている場合も少なくない。名称も 市教育庁ではなく、教育庁という。現在基礎自治団体が234団体あるのに対し、地域教育庁は180箇所設置されている。

地域教育庁は、市・郡・自治区などの基礎自治団体とは直接関係がなく、日本でいえば市町村の教育委員会というより、むしろ都道府県の教育事務所に相当する。

(注：地方教育自治に関する法律では、この下級教育行政機関を「地域教育庁」ではなく単に「教育庁」という。しかし、教育監の補助機関及び教育監所属として設置された機関を総称して一般に「教育庁」というため、これとの区別上、敢えて「地域教育庁」とした。)

(イ) 教育長

a 性格

「教育長」は教育監の事務の一部を分掌するため、教育監の下級行政機関である「地域教育庁」に置かれる職であり、教育監が推薦し、大統領が任命する。(日本でいえば都道府県の教育事務所に長に相当する。)

教育長は教育専門職である奨学官をもって充てることとされている。

b 分掌事務の範囲

教育長は公・私立の幼稚園・初等学校・中学校・公民学校・高等公民学校及びこれに準ずる各種学校の運営・管理に関する次の事項を分掌する。

教育課程の運営に関する事項

科学・技術教育の振興に関する事項

社会教育その他教育・学芸振興に関する事項

学校体育・保健及び学校環境浄化に関する事項

学生通学区域に関する事項

教育学芸の施設・設備及び教具に関する事項

財産の取得及び処分に関する事項

学校授業料及び入学金に関する事項
予算案の編成及び執行に関する事項
管轄教育機関（教育行政機関、教育研究機関、教育研修・修練機関、図書館、教員・学生福祉厚生機関を含む。）所属公務員の人事管理に関する事項
管轄学校の学校運営委員会運営の支援に関する事項
その他特別市・広域市・道の条例で定める事項（監査の実施、奨学指導、平生教育（生涯学習）等に関する権限が教育監から委任されている。）

コ 教育監所属公務員

教育監所属公務員は、職種や役職によってその身分が国家公務員と地方公務員とに区分され、任用権者が異なる。

教育専門職である奨学官、奨学士、教育研究官、教育研究士は、教育経歴を有する者であって主に教育局に配置されている。それぞれ日本における主任指導主事、指導主事、主任研究主事、研究主事に相当する。韓国では教育専門職を含め教員はすべて国家公務員とされている。

また、教員のほか副教育監などの主要な役職も、国家公務員を配置する職とされており、これら以外の職員（当該特別市・広域市・道の教育費特別会計がその経費を負担する職員）が地方公務員である。

なお、教育監所属の地方公務員と首長所属の特別市庁・広域市庁・道庁職員との間に人事交流は行われてない。むしろ、教育監所属の地方公務員については、教育人的資源部長官が、教育人的資源部と地方自治団体相互間の人事交流案を作成して当該教育監にその実施を勧告することでき、教育監は正当な理由がない限りこれに応じなければならないとされており、地方自治団体の首長部局よりも教育人的資源部との関係が深い。（地方公務員法 § 30 の 2、地方公務員任用令 § 27 の 5、教育委員会及び教育監所属地方公務員人事交流規則 § 9）

日本では首長部局採用の職員が教育委員会事務局で勤務する場合もあるが、韓国では道庁職員が教育庁で勤務することはなく、逆に、教育庁職員が道庁で勤務することもない。

【表 - 4】教育監所属公務員

区分	国家公務員		地方公務員
職種	教育専門職（奨学官， 奨学士，教育研究官， 教育研究士）	副教育監、局長など主 要ポストにある者	一般職（事務官） 技能職 雇用職（単純な労務に 従事）
適用 法令	国家公務員法 教育公務員法	国家公務員法	地方公務員法
定員	地方教育行政機関及び公立の各級学校に置く 国家公務員の定員に関する規程（大統領令） で定める。		地方教育行政機関の 機構と定員基準等に 関する規程（大統領 令）の定める基準に従 い当該特別市・広域 市・道の条例で定め る。
任用 権者	任用によって大統領、 教育人的資源部長官、 教育監のいずれか。 （第1章第6節【表 - 13】を参照）	大統領	教育監

3 教育監と地方自治団体の長との関係

（1）互いに分離・独立した執行機関

地方自治団体の長は、当該地方自治団体を代表し、その事務を統括する。（地方自治法 § 92）しかし、教育・科学及び体育に関しては管轄権が制限されており、（同法 § 112）教育・学芸に関する執行機関として、長とは別に広域市・特別市及び道に教育監が置かれている。（地方教育自治に関する法律 § 20）

韓国地方自治団体の大きな特色は、教育・学芸に関する事務を首長とは別の執行機関である教育監が管掌しており、教育監は首長並の権限を有し、首長による指揮・監督・調整をまったく受けず独自にその事務を執行している点にある。教育監はいわば教育知事であるといつてよい。

またそれゆえ、教育庁は同じ地方自治団体の機関でありながら、首長の下にある組織とは完全に分離し、まったく別個の団体として機能している。

（2）分離の実態

分離の実態を詳しく説明すると次のとおりである。

まず、職務権限についていえば、教育監は、所属公務員の人事権、条例案などの議案提出権、予算の編成・執行権など首長と同様の広範な権限を有している。また、日本では首長に、組織、職員の身分取扱い、予算の執行及び財産管理等の財務に関する総合的な調整権が認められている(§ 180 の 4、 § 221、 § 238 の 2) が、韓国の首長にそのような権限は認められていない。

団体を構成する人・物・資金の面からみても、首長と教育監がまったく別個に機能していることがわかる。特別市庁・広域市庁・道庁の職員と教育庁職員との間に人事交流はなく、特別市庁・広域市庁・道庁と教育庁とは庁舎が別々であり、また、教育関係予算は一般会計ではなく特別会計とされ、その歳入の大半を国庫支出金が占めている。(詳しくは第3章地方教育財政制度を参照)

(3) 教育・学芸に関する分野で交流する際の留意点

以上のとおり、韓国の地方自治団体の首長は教育・学芸事務に関して権限を有しないし、首長の下にある国際交流担当等の部署と教育監の下にある教育庁との間には、同じ組織としての一体感もない。

従って、日本の地方自治体の首長が韓国の地方自治団体の首長に対し、例えば中学生によるスポーツ交流大会のような教育・学芸に関する事業を提案した場合、韓国の地方自治団体の首長は直接の当事者となり得ないので、当該地域を管轄する教育庁や当該地域の学校に対し協力を求めることになるであろう。日本とは事情が異なることを充分理解しておいたほうがよい。

教育・学芸の分野でさらに交流を深めたい場合には、日本側の教育委員会と韓国側の教育庁との間で、直接に協議する場を設けるなり、友好提携するなりしたほうがよいと思われる。なお、友好提携にあたっては教育委員会の議決が必要である。

また、以上のほか、教育・学芸に関する事務は広域市・特別市・道の事務とされており、基礎自治団体である市・郡にある地域教育庁は、当該市・郡の行政機関ではなく教育監の下級行政機関であることにも留意しておきたい。

第4節 教育委員会（議決機関）

1 教育委員会

(1) 性格

広域自治団体である特別市・広域市・道に設置される議決機関である。

教育・学芸事務に関して審議を行い、当該団体の意思を決定する。(§ 3)
教育・学芸に関する事務は特別市・広域市・道の事務とされており、基礎自治団体である市・郡・自治区に教育委員会は設置されていない。

地方自治団体には、それぞれの地方議会があるので、教育委員会は地方議会と別個の審議・議決機関として構成されていることになる。

教育委員会の議決には、その議決が最終的な議決となるものと、教育委員会の議決を経たのち、さらに特別市・広域市・道の議会の議決を要するものがある。後者であっても、教育委員会が否決した議案について地方議会が議決することはできないことから教育委員会は議決機関としての性格を有するといつてよい。

(2) 構成・定数

教育委員会は、教育委員選挙人団の投票により選出した教育委員によって構成される。(選挙人団の構成など選出方法の詳細内容は第 5 節「教育監及び教育委員の選出」参照)

教育委員の定数は 7 人以上 15 人以下とされ、特別市・広域市・道別の具体的な定数は、人口・地域的特殊性を考慮し、地方教育自治に関する法律別表 1 で定められており、ソウル特別市 15、京畿道 13、釜山広域市 11、大邱広域市・仁川広域市・江原道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尚北道・慶尚南道各 9、光州広域市・大田広域市・蔚山広域市・忠清北道・済州道各 7 となっている (§ 57)

(3) 教育委員の資格・任期等

ア 資格

教育委員は学識と徳望が高く、特別市・広域市・道の議会議員の被選挙権を有する者で、候補者登録日から過去 2 年間政党の党员でない者でなければならない。(§ 60)

特別市・広域市・道の議会議員の被選挙権を有する者は、選挙日現在継続して 60 日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている 25 歳以上の国民である。(統合選挙法第 16 条第 3 項)

なお、教育経歴 (学校の教員として勤務した経歴) または教育行政経歴のある者が教育委員候補者になろうとする場合には、候補者登録日を基準としてそれらの経歴があわせて 10 年以上なければならない。(§ 60) 教育監の資格要件とは異なり、教育経歴は必要ない。

イ 任期

任期は 4 年である。(§ 4)

ウ 報酬

教育委員は、報酬の支給されない名誉職である。ただし、議政資料及び研究並びにこのための補助活動に要する費用を補填するため毎月支給する議政活動費、旅費、会期中に支給する会議手当が支給される。なお、韓国では地方議会の議員も名誉職である。

エ 兼職等の禁止

教育委員は次の職を兼ねることができない。(§ 5)

(ア) 国会議員、地方議会議員

(イ) 国家公務員、地方公務員、私立学校教員(ただし、大学等の専任講師以上の者を除く。)

(ウ) 私立学校経営者、私立学校を設置・経営する法人の役職員

また、教育委員は当該地方自治団体の教育機関と営利を目的とした取引をすることができず、財産の譲受人または管理人になることができない。(§ 5)

オ 義務

公益を優先し職務を誠実に遂行する義務、清廉義務・品位維持義務、守秘義務がある。(§ 6)

(4) 権限

ア 審議・議決権

教育委員会は、当該特別市・広域市・道の教育・学芸事務に関する表 - 5 に掲げる事項を審議・議決する。(§ 8) 議決事項は、地方自治法第 35 条に定める地方議会の議決事項の例と同じである。

ただし、教育委員会の議決事項には、教育委員会の議決が最終的な議決となるもの(教育委員会の議決が当該特別市・広域市・道の議会の議決と看做されるもの)と、教育委員会の議決を経たあと、さらに特別市・広域市・道の議会の議決を要するものとの2とおりがある。条例案及び予算案には議会の議決を要し、教育委員会で議決された議案は、教育委員会の議長が教育監に移送し、教育監が特別市・広域市・道の議会に提出する。

なお、外国の地方公共団体との交流協力に関する事項は、教育委員会の議決事項とされている。

【表 - 5】教育委員会の審議・議決事項

議決機関の区分	審議・議決事項
教育委員会の議決のあと議会の議決を要する事項	条例案 予算案及び決算 特別賦課金・使用料・手数料・分担金及び加入金の賦課と徴収に関する事項 起債案
教育委員会が最終的に議決する事項	基金の設置・運用に関する事項 大統領令で定める重要財産の取得・処分に関する事項 大統領令で定める公共施設の設置・管理及び処分に関する事項 法令及び条例に規定するものを除く予算外義務負担または権利の放棄に関する事項 請願の受理と処理 外国の地方自治団体との交流協力に関する事項 その他法令及び特別市・広域市・道の条例によりその権限に属する事項

イ 教育監に対する統制

執行機関である教育監の業務処理を統制するため、教育監の行政事務に対する監査権、調査権、行政事務の処理に関する報告及び出席を要求する権限を持つ。これらは、地方自治体の長に対する地方議会の統制と同一である。

(5) 会議運営

ア 招集

教育委員会の会議は、教育監または在籍教育委員の3分の1以上の要求によって集会する。ただし、教育委員会が新たに構成された後、最初に召集された教育委員会の会議は、教育委員の任期開始日から25日以内に教育監が召集する。(§ 10)

イ 会議日数

年50日を超えない範囲内で当該教育委員会が会議規則で定める。ただし、特に必要な場合には、教育委員会の議決により10日の範囲内で会議日数を延長することができる。

【表 - 6】江原道教育委員会の2002年度会期運営基本計画
 (定期会 1 回臨時会 12 回、審議日数のべ 56 日)

月	会期(日数)	案 件	【参考】江原道議会の会期(日数)
1			
2	第 120 回臨時会 2.14 ~ 2.16 (3)	2002 年度主要業務計画報告 当面の案件処理等	第 126 回臨時会 2.19 ~ 2.28 (10)
3	第 121 回臨時会 3.12 ~ 3.14 (3)	当面の案件処理	第 127 回臨時会 3.20 ~ 3.29 (10)
4	第 122 回臨時会 4.1 ~ 4.4 (4)	第 1 回追加更正予算案審議 当面の案件処理 教育現場訪問等	第 128 回臨時会 4.12 ~ 4.26 (15)
5	第 123 回臨時会 5.2 ~ 5.4 (3)	当面の案件処理 教育現場訪問等	第 129 回臨時会 5.9 ~ 5.18 (10)
6	第 124 回臨時会 6.17 ~ 6.21 (5)	教育行政質問 2001 年度決算承認 当面の案件処理	第 130 回臨時会 6.18 ~ 6.27 (10)
7	第 125 回臨時会 7.4 ~ 7.6 (3)	当面の案件処理 教育現場訪問等	第 131 回臨時会 7.15 ~ 7.24 (10)
8	第 126 回臨時会 8.22 ~ 8.24 (3)	第 3 代教育委員会議政活動終了 当面の案件処理 教育現場訪問等	
9	第 127 回臨時会 9.2 ~ 9.4 (3)	第 4 代教育委員会改員 2002 年度主要業務推進状況報告 当面の案件処理等	第 132 回臨時会 9.5 ~ 9.16 (12)
	第 128 回臨時会 9.16 ~ 9.18 (3)	2002 年度行政事務監査計画樹立 当面の案件処理等	
10	第 129 回臨時会 10.8 ~ 10.12 (5)	2002 年度行政事務監査実施	第 133 回定例会 10.10 ~ 10.22 (13)
	第 130 回定期会 10.21 ~ 11.4 (15)	第 2 回追加更正予算案審議 2003 年度予算案審議 当面の案件処理 教育現場訪問等	第 134 回臨時会 10.23 ~ 10.25 (3)
11	第 131 回臨時会 11.28 ~ 11.30 (3)	当面の案件処理 教育現場訪問等	第 135 回定例会 11.20 ~ 12.16 (27)
12	第 132 回臨時会 12.16 ~ 12.18 (3)	当面の案件処理	

(注 1) 韓国では会計年度は 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(注 2) 2 月初めに教育監選挙、8 月初めに教育委員選挙の実施を予定。

ウ 定足数

議事定足数は在籍教育委員の過半数、議決定足数は出席議員の過半数とされている。(§ 14、 § 15)

エ 議案の発議及び提出

議案は、教育監が提出するか、または、在籍教育委員の3分の1以上が連署して発議する。ただし、予算案と決算は教育監が提出する。

オ 議長

教育委員会議長及び教育委員会副議長各1名を、教育委員の中で投票により選出する。任期は2年である。教育委員会議長は教育委員会を代表し、議事を整理し、会議場の秩序を維持し、教育委員会の事務を監督する。(§ 12)

カ 小委員会

教育委員会は、その会議規則の定めるところにより小委員会を置くことができる。

キ 会議規則の制定

開会・休会・閉会・会期その他議事に関し必要な事項は当該教育委員会の会議規則で定める。

ク 議事局

教育委員会には、条例で定めるところにより議事局が置かれる。議事局の職員は、教育監が教育委員会の議長と協議して任命する。

(7) 教育監と教育委員会・地方議会との関係

教育委員会による教育監の不信任決議及び教育監による教育委員会の解散は認められていないが、議会等の議決に対する再議要求、先決処分の制度がある。

ア 議会等の議決に対する再議要求及び提訴 (§ 31)

教育監は、教育委員会または議会の議決が法令に違反するときや、公益を明らかに阻害すると判断されるときには、これを教育人的資源部長官に報告し、議決事項を移送された日から20日以内に理由を付して再議を要求することができる。教育監が教育人的資源部長官から再議要求を

するよう要請された場合には、教育委員会または議会に再議を要求しなければならない。

教育監の再議要求に対し、在籍教育委員または在籍議員の過半数の出席と在籍教育委員または在籍議員の3分の2以上の賛成をもって、前と同じ議決をした場合には、その議決事項は確定する。

再議決された事項が法令に違反すると判断されるときは、教育監はこれを教育人的資源部長官に報告し、再議決された日から20日以内に、大法院（日本の最高裁判所にあたる。）に提訴することができる。再議決された事項が法令に違反すると判断されるにもかかわらず、当該教育監が訴えを提起しないときは、教育人的資源部長官は当該教育監に提訴を指示するか、あるいは直接提訴をすることができる。大法院に提訴した場合には、その提訴をした教育監または教育人的資源部長官は、執行停止決定を申請することができる。

イ 先決処分（§32）

教育監は、教育委員会または議会が成立しないとき及び教育委員会または議会の議決事項中、学生の安全と教育機関等の財産保護のため緊急に必要な事項であって、教育委員会または議会を召集する時間的余裕がないときや、教育委員会または議会において議決が遅滞し議決されないときは、先決処分をすることができる。

先決処分をした場合には、教育監は遅滞なく教育委員会または議会に報告し承認を受けなければならない。教育委員会または議会から承認を得られなかったときは、その先決処分はそのときから効力を失う。（注：地方自治団体の長の先決処分も、地方議会の承認を得られなかった場合にはその効力を失う。）

（注）日本の地方自治法では「専決処分」というが、韓国では「先決処分」という。

第5節 教育監及び教育委員の選出

1 資格要件（再掲）

【表 - 7】教育監及び教育委員の資格要件

要件	教育監	教育委員
政党歴	過去2年間政党の党员でない。	同左
被選挙権	特別市・広域市・道の首長の被選挙権を有する者	特別市・広域市・道の議会議員の被選挙権を有する者
教育経歴・	5年以上	不要

教育行政 経歴		教育経歴・教育行政経歴を有する者の場合は10年以上
------------	--	---------------------------

首長、議員とも、被選挙権を有する者は、選挙日現在継続して60日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている25歳以上の国民である。

2 選出方法

教育監及び教育委員は、学校運営委員会の委員全員で構成される選挙人団が、無記名投票により選出する。(§ 62)

教育監選挙の場合には、選挙人の過半数の賛成を得なければならない。当選者がいない場合には、最高得票者と次点得票者による決戦投票を行い、その多数得票者が当選する。

教育委員は選挙区単位で選出される。選挙区は人口、行政区域、地勢、交通その他の条件を考慮し定められている。(§ 57 及び別表 2)

3 選挙人

教育監及び教育委員は、選挙公告日における学校運営委員会の委員全員の投票によって選出される。

学校運営委員会は、学校運営の自立性を高め、地域の実情と特性にあった多様な教育を実施することを目的とし、国・公立及び私立の初等学校・中学校・高等学校及び特殊学校に設置が義務づけられている。(初・中等教育法第31条)

学校運営委員会の委員は、教員代表、学父母(父兄)代表及び地域社会人士で構成され、定数は当該学校の学生数に応じ5~15人である。

学校運営委員会についての詳細は第1章第7節「学校運営委員会」を参照されたい。

4 選挙事務

選挙事務は、教育監選挙にあつては特別市・広域市・道の選挙管理委員が、教育委員選挙にあつては自治区・市・郡選挙区を管轄する自治区・市・郡選挙管理委員会のなかから中央選挙管理委員会規則で定める自治区・市・郡選挙管理委員が、管轄する。(§ 52)

5 選挙日の公告及び選挙期間

任期満了に伴う新しい教育監または教育委員の選出は、任期満了日の30日から10日前に実施される。ただし、その選挙期間が大統領選挙等の公職選挙の選挙期間前後50日以内に重なる場合には、任期満了日の90日前から実施することができる。(§ 65) 選挙日は当該特別市・広域市・道の選挙管理委

員会委員長が当該特別市・広域市・道の教育監と協議して決定し、選挙日 17 日前までに公告する。(§ 65)

選挙期間(候補者登録申請開始日から選挙日かでの期間)は 11 日間である。(§ 64)

6 選挙運動の範囲

選挙運動は、選挙管理委員会が主管する所見発表会(2 回)及び選挙公報の発行・配付、言論機関・言論団体が候補者を招請して開催する対談討論会に限定され、他の一切の選挙運動は禁止されている。(§ 78)

7 選挙人名簿の通報・確定

学校長は、学校運営委員会選挙人の姓名等の人的事項を当該選挙の選挙公告日の次の日までに、その学校の所在地を管轄する自治区・市・郡の選挙管理委員会に通報しなければならない。(§ 63)

2 つ以上の学校から学校運営委員会選挙人になる者は、1 つの学校の学校運営委員会を選択し、残りの学校運営委員会に対して当該学校の長にその意思を知らせなければならない。当該学校の長はその選挙人の姓名などの人的事項を当該自治区・市・郡選挙管理委員会に通知してはいけない。(§ 66)

学校長からの通報をうけて、自治区・市・郡の選挙管理委員会は、選挙日の 16 日前から 5 日間以内に姓名・住所・性別・生年月日及び所属学校名などを記載した選挙人名簿を作成する。(§ 66)作成された選挙人名簿は、候補者または選挙人の誰もが自由に閲覧でき、(§ 67)選挙人名簿に漏落・誤記がある場合や、資格のない選挙人が記載されている場合には、候補者または選挙人は誰でも自治区・市・郡選挙管理委員会委員長に異議を申請することができる。(§ 68)選挙人名簿は選挙の 4 日前に確定する。(§ 69)

8 候補者の寄託金

候補者は候補者登録の申請時に寄託金を管轄選挙区の選挙管理委員会に納付しなければならない。その額は、教育監選挙にあっては 3000 万ウォン、教育委員選挙にあっては 600 万ウォンである。(§ 75)納付した寄託金は、当該候補者が当選した場合、一定数以上の票を得た場合または死亡した場合には返還される。(§ 76)

第 6 節 「教育・学芸に関する事務」の範囲

1 法律の規定

地方自治法第 9 条第 2 項第 5 号は、地方自治団体の自治事務として次の事務を例示している。

「教育、体育、文化及び芸術の振興に関する事務」

- (1) 幼稚園、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導
- (2) 図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂等公共教育、体育及び文化施設の設置及び管理
- (3) 地方文化財の指定、保存及び管理
- (4) 地方文化及び芸術の振興
- (5) 地方文化及び芸術団体の育成

一方、地方教育自治に関する法律第1条は、教育・科学・技術・体育その他学芸に関する事務を管掌する機関を設置すると規定し、同法第22条では、教育監の管掌事務について次のとおり例示している。

- (1) 学校その他教育機関の設置・移転及び廃止に関する事項
- (2) 教育課程の運営に関する事項
- (3) 科学・技術教育の振興に関する事項
- (4) 社会教育その他教育・学芸の振興に関する事項
- (5) 学校体育・保健及び学校環境浄化に関する事項
- (6) 学生の通学区域に関する事項
- (7) 教育・学芸の施設・設備及び教具に関する事項
- (8) その他当該特別市・広域市・道の教育・学芸に関する事項と委任された事項

2 学説

学説は、教育・科学・技術・体育その他学芸に関する事務の範囲を限定的に解釈しており、その内容と理由は以下のとおりである。

地方教育自治に関する法律は地方教育行政機関の事務として、地方自治団体の教育・科学技術・体育その他学芸事務と規定しているが、科学技術・体育その他学芸事務は、教育に関連のある限りにおいて教育行政機関の事務とし、残り（例えば、公共図書館・博物館の設置・運営、地方民族競演大会の開催など）は一般行政機関の所管であると考えなければならない。

地方教育行政機関に対する国の監督官庁は教育人的資源部であり、地方教育行政機関の一般行政機関からの分離は、教育事務の特殊性をその根拠としていることから、地方教育行政機関の所管業務はそのような特殊性が明白な場合に限定し、厳格に解釈せねばならない。そう解釈することによって基礎自治団体の文化・体育・芸術に関する権限を認定することができ、基礎自治団体の教育・学芸事務を認めていない地方教育自治に関する法律第2条の(地方自治を保障している憲法に対する)違憲性を最小化できる。(韓国地方自治論第3版 韓国地方自治学会 2000年)

3 地方自治団体の長の事務

行政実務上も、教育・科学・技術・体育その他学芸に関係する事務であればそのすべてを教育監が管掌しているわけではなく、地方自治団体の長が管掌している事務もある。例えば、江原道庁においては、文化芸術の振興、博物館及び図書館の建設・支援、文化財保護に関する事務を文化芸術課が、体育の振興、競技力の向上、体育施設、青少年育成に関する事務を体育青少年課がそれぞれ管掌している。

実態においても学説の主張どおりの運営がなされているわけだが、これは法律解釈の問題というより、むしろ地方教育行政機関の財政に余力がないことが大きな要因になっていると思われる。

なお、地方自治団体の長の事務と教育監の事務が完全に分離されているわけではなく、行政分野によっては重複している部分も少なくない。例えば、図書館業務に関していえば、一般の公共図書館のほかに学校附設の図書館もあるし、体育に関していえば、地方自治団体の長が、学生の競技力向上事業に対し助成したり、学校に体育施設を建設して教育庁に管理委託したりするようなことが実際に行われている。

4 日本の教育委員会との管掌事務の比較

韓国では、公立学校のほか私立学校に関する事務も教育監が管掌している。

また、博物館、文化財の保護、スポーツ、芸術の振興など教育人的資源部の所管でない事務は、教育監ではなく首長が管掌している。

【表 - 8】日本と韓国の地方教育行政機関の管掌事務の比較

事 務	日 本	韓 国
私立学校に関すること	首長	教育監
社会教育	教育委員会	教育監
図書館の事業	教育委員会	首長又は教育監
博物館・美術館の事業	教育委員会	首長
文化財の保護	教育委員会	首長
スポーツに関すること	教育委員会	首長 学校教育におけるスポーツは教育監
芸術の振興	首長 教育委員会	首長

第7節 現行制度の問題点に関する論議

これまで説明してきた現行の地方教育自治制度については、いくつかの異な

る視点から問題点が指摘されている。

1 広域自治団体に限られた教育自治

地方教育自治に関する法律第2条は、教育・学芸に関する事務は特別市・広域市・道の事務であると規定し、地方教育自治は広域自治団体を単位に実施されている。従って、現行制度上、基礎団体である市・郡・自治区は、教育・学芸事務に関していかなる権限も有していない。

このため、住民が最も関心を持つ地域の学校や教育環境に関する問題意識を教育行政に反映させることが難しくなるため、住民たちの関心も少なくなる上、行政側も問題点を認識できなくなっていると言われる。地方教育問題は住民が共同で解決しなければならない問題というよりは、個人が理解して処理するほかないという認識を持つようになり、結果として塾など私教育への傾斜につながっているという批判である。

2 一般行政部門との連携の喪失

韓国のように教育監を地方自治団体の長と対等で独立した執行機関とし、両者を完全に分離させている立法例は非常に珍しく、はたしてそれが行政の能率的処理と教育事務の円滑な遂行のために合理的な制度であるかについては、韓国内においても議論がある。

教育行政も地方自治団体の事務のひとつであり、他の行政領域と互いに連携し、地方自治団体全体として行政が効率的に運営されるのが望ましい。しかし、現行制度では、施策の企画立案から予算の編成、施策の実施までのすべてを別々の執行責任者がそれぞれ独自に行い、もう一方と連携・補完しようとするインセンティブも働かないため、行政全体としての一体性が保持されず非効率な運営になっているとの強い批判がある。

実際の問題として指摘されている事例に、学校用地の取得がある。都市部における学校新設には、学校用地の確保が最も難しい課題である。首長（一般行政部門）が管理している公有地に適当な土地があれば、その土地を教育監が譲り受けて学校用地に利用できればよいのであるが、首長は教育行政に対する責任がないため、学校用地としてではなく自らの行政目的のために利用しようとする。教育監は他に学校用地を求めるほかになく、土地の買収には膨大な費用と労力を要する。住民の立場からみれば、公有地が最もふさわしい用途に利用されず、学校の新設は遅れ、費用負担もふくらむという事態が生じている。

3 議決権の重複と非効率

第4節「教育委員会」でも説明したとおり、教育委員会は議決機関ではあるが、条例案、予算案等については教育委員会の議決だけでは最終的な議決

とはなりえず、さらに地方議会の議決が必要である。このような議決権の二元化によって生じる問題がある。

第 1 の問題として、教育委員会と地方議会のあいだで意見の対立・葛藤が生じ、必要な議決がなされないことがある。教育委員会が可決しても地方議会が否決すれば議案は成立せず、逆に、地方議会が望む議案であっても教育委員会が議決しなければ審議できない。意見の相違を調整する具体的な仕組みがないため、両者のあいだで力比べ・綱引きが生じ、議決機関としての機能を果たし得なくなることがある。

第 2 の問題として、2 つの議決機関がそれぞれに審議、行政事務監査、調査、報告要求を行うため、その分、教育行政機関の業務負担が増大し、本来の教育事務執行に支障を与えているという状況がある。江原道における 2002 年の教育委員会と地方議会の審議の状況をみると、教育委員会が定期会 1 回、臨時会 12 回、審議日数 56 日、議会が定例会 2 回、臨時会 8 回、審議日数 180 日で、重複期間を考慮してもその審議日数は年間の 6 割以上に及んでおり、教育行政機関側にかかなりの負担が生じている。(第 4 節【表 - 6】参照) また、本来教育環境の改善のために投入されなければならない予算が、人件費や事務費などの行政費用として浪費される結果になっているとも言われる。

このほか、教育委員会を重視する立場からは、議決権の二元化自体が教育委員会の地位を地方議会の特別委員会レベルに格下げするもので問題だとの批判がある。(なお、地方議会には通常、教育関係の常任委員会が設置されている。)しかし、憲法上地方議会が地方自治団体の最高議決機関であるとされており(憲法 118 条第 1 項) 地方議会の最終的な議決権が保障されない別個の議決機関を設置することは憲法の趣旨に合わないと言われる。

4 教育者自治との批判

教育委員会委員の多くが教育サービスの供給者である教育経歴者によって占められ、需要者である学生、父兄、地域住民の意思が反映されない。「教育自治」ではなく「教育者自治」「教員自治」になっているとの批判がある。

韓国では教育委員、教育監ともに選挙による公選制である。このうち教育監については、教育の専門性に配慮し、5 年以上の教育経歴・教育行政経歴がなくてはならぬことになっている。この教育の専門家である教育監を統制する教育委員会の委員には、本来、住民の代表者である一般人(layman)が望ましいのであろうが、実際には教育経歴者が多数を占める結果となっている。

2002 年 7 月 11 日の教育委員選挙では、当選者のうち多くが現役もしくは元の校長・教師や教育長など教育公務員で占められている。教育と直接関わりのない経歴を持つと見られるものは、全体の約 16%、それに大学教授・助教授を加えても 25%程度に過ぎない。

また、教育委員、教育監を選出する選挙人自体も教員が多数を占めている。2000年3月に教員団体選挙人団が廃止されるなど、選挙人に占める教員の割合が徐々に引き下げられてはいるが、現在でも選挙人である学校運営委員会委員の30～40%が教員代表である。

教育委員選挙自体は、高い投票率が維持されている。146人の定員に対し404人が立候補した2002年7月11日の教育委員選挙では、全国の学校運営委員会委員11万1489人のうち10万1150人が参加し、投票率90.7%を記録した。最高の済州道では98.4%、最低の京畿道でも79.2%であった。

しかし地域住民のほとんどは選挙に参加できず、結果として誰も政治的に責任を負わず教育が官僚の支配に任されたままになっているという批判である。誰も住民に対し政治的に責任を負う者がいないため、結果として地域の教育問題は地方政治の関心の外に置かれ、それがさらに政治的無責任を助長しているとも言われる。

5 画一化された教育行政制度

地方教育機関が業務を遂行するにあたり、詳細な部分まで法令に規程されており、自立性がほとんど存在せず、教育現場である学校でも行き過ぎた規制のため学校別に特色ある教育が打ち出しにくくなっているという批判がある。

教育人的資源部長官は、必要な場合地方教育行政機関や学校に対して評価を行うことができるようになっている（初・中等教育法§9）。この評価基準をどのように決めるかによって、地方教育行政機関や学校に大きな影響を及ぼすことになり、法的拘束力のない教育人的資源部の細かい助言まですべて従わざるを得ないという拘束を受けることになる。

この評価により、教育現場の多様性は失われ、地方教育行政機関の自立性が損なわれていると言われる。

第8節 地方教育自治制度の今後の見通し

1 参加政府の地方分権推進ロードマップ

2003年7月4日、政府革新・地方分権委員会が「参加政府の地方分権推進ロードマップ」を発表した。

盧武鉉大統領は、東北アジア中心国家建設と共に、確実な地方分権を任期内に推進することを重点公約として掲げ当選した。このロードマップは任期中の5年間に亘る政策の柱として、その実現可能性に注目が集まっている。

ロードマップでは、重要な改革の一つとして地方教育自治制度の改善をとりあげている。まず、現状の問題点として、議決権の重複・行財政の二元化など一般行政との分離、画一的な地方教育行政、市郡区の教育関与権の欠如

を挙げている。

このための改善方策として、地方議会と教育委員会という二つの議決機関間の連携強化及び教育行財政と地方行財政の連携推進、地方教育自治に対する住民参加の強化、地方教育行政体制の多様化の検討、市郡区中心の教育行政の実施を掲げている。これらの具体的な改正案の準備、法制化、実施は2007年度まで順次実施していくことになっている。

これを受け、政府内部では教育公務員の国家公務員から地方公務員への身分移管なども検討課題として上がっているが、早くも労働組合等から「教育の専門性を考慮しない発想だ」などと反対の声が上がっている。

いずれにしても韓国の地方教育自治制度は過渡期にある。今後、韓国の地方自治がさらに進展していくなかで、地方教育自治制度もその姿を変えていくと思われる。

第9節 日本と韓国の地方教育自治制度の比較（まとめ）

【表 - 9】日本と韓国の地方教育自治制度の比較

事 項	日 本	韓 国
1 .教育事務を管掌する機関が設置される地方自治体	都道府県 市町村 一部事務組合	特別市・広域市及び道 (基礎自治団体である市・郡・自治区には設置なし。)
2 . 管掌事務の範囲	教育に関する事務(大学及び私立学校に関する事務を除く。), 文化財の保護, スポーツなど	教育・学芸に関する事務 (私立学校を含む。)
3 . 執行機関	教育委員会	教育監
性格	合議制の行政委員会 首長の総合調整権が及ぶ。	独人制 首長から分離・独立 教育経歴・教育行政経歴がある者
条例案・予算案の提出、財産の取得・処分、契約締結、予算執行の権限	無	有
教育関係経費	一般会計	特別会計 歳入は国庫支出金が大半を占める。
首長部局との人事交流	有	無
4 . 議決機関	議会	教育委員会 条例案・予算案等の重要案件については教育委員会に加えて議会

5 . 選任方法	首長が議会の同意を得て教育委員を任命	教育監、教育委員とも、学校運営委員会の委員全員による選挙で選出
6 . 用語の意味の差異		
「教育委員会」	合議制の執行機関である行政委員会 代表者は教育委員長 委員数は自治体の種類等によって3~6名	審議・議決機関 代表者は教育委員会議長 委員数は7名以上15名以下
「教育長」	教育委員会の指揮・監督のもとに、教育委員会の所掌事務の執行にあたる。 教育委員のうちから互選する。	教育監の事務の一部を分掌するため、教育監の下級行政機関である「地域教育庁」に置かれる職(日本でいえば都道府県の教育事務所に近い。)教育監が推薦し大統領が任命する。

第10節 中央政府の教育行政機関（参考）

1 中央政府の組織

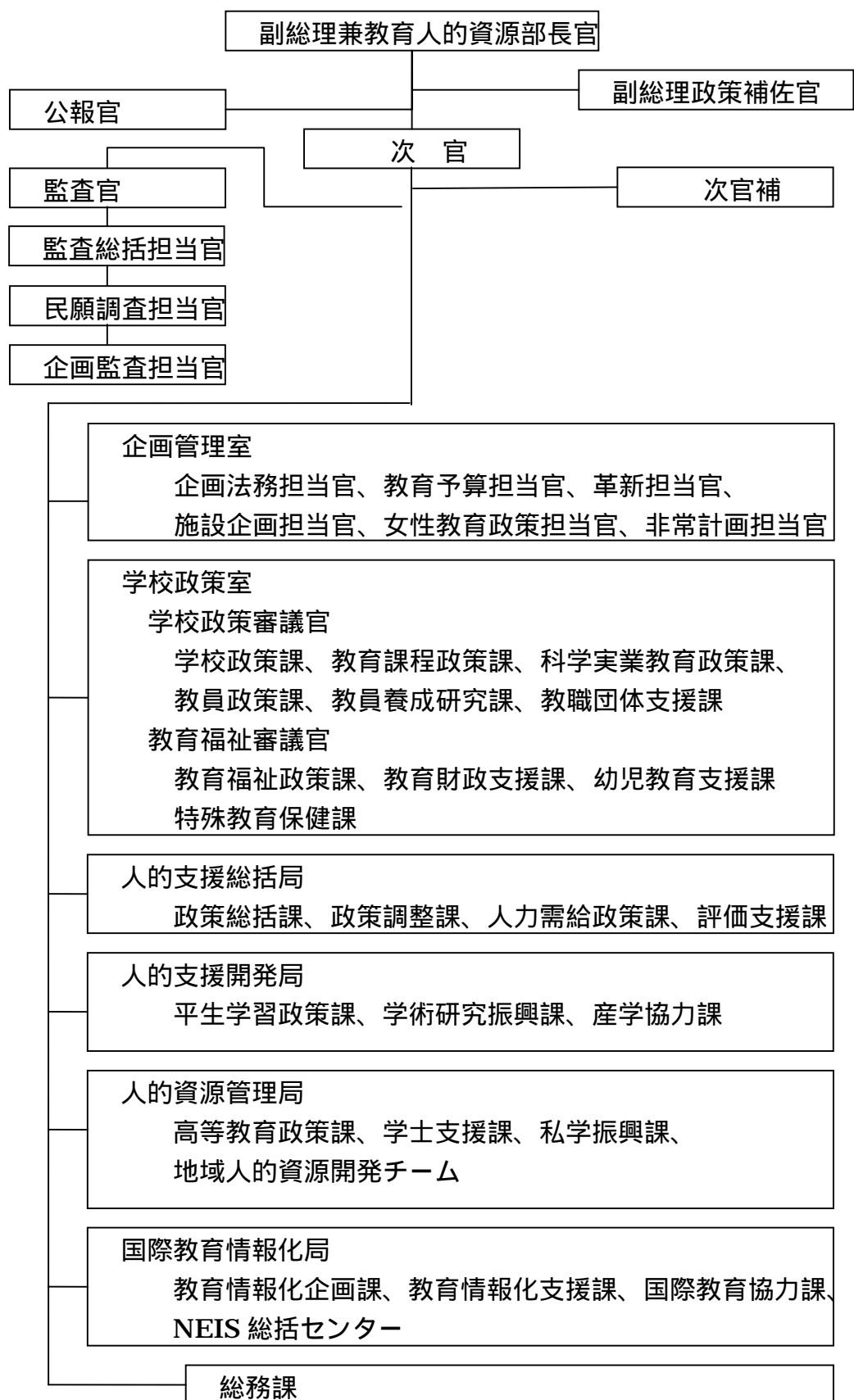
韓国の中央政府の組織は、18部4処16庁（日本の省庁にあたる）から構成されている。うち、教育に関連する組織は以下の通りである。

2 教育人的資源部

教育人的資源部は、人的資源開発政策の樹立・総括・調整、学校教育・平生（生涯）教育及び学術に関する事務を管掌している。2001年1月29日に名称を教育部から教育人的資源部に変更した。

教育人的資源部長官は副総理を兼務し、行政自治部、科学技術部、文化観光部、労働部、女性部などの9部処の長官等で構成する人的資源開発会議を主催している。

【圖 - 10】教育人的資源部機構圖



3 文化観光部

文化・芸術・体育・青少年に関する事務（青少年の修練・保護、公共図書館の設置・管理、学校運動部の管理・支援、体育系学校の支援、学生選手の選抜・育成、語文政策など）は文化観光部が掌理している。

また、文化財保護に関する事務は文化財庁が掌理している。

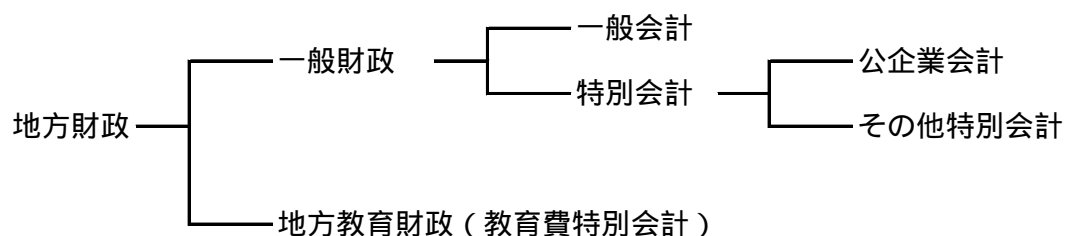
第3章 地方教育財政制度

第1節 地方教育財政と中央政府教育財政

1 地方財政の構造と規模

16の広域自治団体と234の基礎自治団体は、地方教育財政を除く地方財政（以下、「一般財政」と呼ぶ）として一般会計、特別会計を設置するとともに、地方教育財政として教育・科学及び体育に関する事項を支援するための教育費特別会計を別途に設置し、運営を行っている。

地方教育財政は、この教育費特別会計を中心とした中央政府と地方政府との関係を基礎にした制度であり、一般財政と独立させ運営している点に大きな特徴があるといえる。



地方財政構造を年度別予算規模で見ると【表 - 1】のとおりである。

全国合計で見ると1998年度532,723億ウォン、2000年度622,826億ウォン、2002年度908,157億ウォンと年々増加している。地方教育財政規模についても、1998年度175,205億ウォン、2000年度211,134億ウォン、2002年度284,441億ウォンと同じく年々増加している。

また、地方財政に占める地方教育財政は、全国合計で、1998年度32.9%、1999年度33.2%、2000年度31.3%となっている。

2002年度地方財政に占める地方教育財政の規模を広域自治団体別に見るとソウル・広域市28.7%、道33.5%となっている。

【表 - 1】

年度別地方財政

(単位：億ウォン)

区 分	全国			道		
	1998	2000	2002	1998	2000	2002
地方財政	532,723	622,826	908,157	264,745	305,791	494,666
一般財政	357,518	411,692	623,716	158,539	181,879	328,787
一般会計	244,728	284,680	445,451	127,710	143,879	262,220
特別会計	112,790	127,012	178,265	30,829	38,000	66,567
教育費特別会計	175,205	211,134	284,441	106,206	123,912	165,879
区 分	ソウル・広域市			道		
	1998	2000	2002	1998	2000	2002
地方財政	267,978	317,035	413,491	264,745	305,791	494,666
一般財政	198,979	229,813	294,929	158,539	181,879	328,787
一般会計	117,018	140,801	183,231	127,710	143,879	262,220
特別会計	81,961	89,012	111,698	30,829	38,000	66,567
教育費特別会計	68,999	87,222	118,562	106,206	123,912	165,879

2 地方教育財政の構造と規模

地方教育財政は中央政府からの移転支出である国家負担収入、地方自治団体からの転入金等で構成される一般会計負担収入、入学金・授業料、手数料等を財源とする教育費特別会計負担収入で主に構成されている。【表 - 2】

地方教育財政中、最も規模が大きいのが国家負担収入であり、地方教育財政交付金、地方教育譲与金、国庫支援金により構成される（教育環境改善交付金は2001年度より廃止されている）。その規模は、全国合計で66.7%（ソウル43.6%、広域市64.7%、道74.1%）を占め、地方教育財政の中央政府への依存度の高さを示している。

一般会計負担収入は、法律により規定されている法定転入金と法律によらない非法定転入金、支援金で構成される。地方教育財政に占める一般会計負担収入の比率は全国合計で19.3%（ソウル39.2%、広域市18.7%、道14.0%）となっている。

なお、一般会計負担収入は、法定転入金の占める割合が非常に高く、全国合計で99.0%（ソウル99.1%、広域市99.3%、道99.0%）となっている。

教育費特別会計負担収入は、財産収入、入学金及び授業料、使用料及び手数料等で構成される。その中で最も規模が大きく安定した財源は学生の納入金収入であるが、これは政府がその水準を策定し、それを適用することとなっており、各自治団体毎の裁量により地域別に決定することが出来ない。教育費特別会計負担収入の規模は、全国合計で13.7%（ソウル17.0%、広域市16.1%、道11.7%）となっている。

地方教育財政の財源構成については、「地方教育自治に関する法律第 38 条」に「教育・学芸に関する経費は教育に関する特別賦課金・手数料、その他教育・学芸に関する財産収入、地方教育財政交付金、地方教育譲与金及び当該地方自治団体の一般会計からの転入金、その他教育・学芸に属する収入を充当する。」と明示されている。

【表 - 2】

2002年度地方自治団体教育費特別会計歳入予算分析

区 分	全国	ソウル	広域市	道
	28,444,058	4,677,754	7,178,444	16,587,861
国家負担収入	18,982,325	2,041,835	4,647,018	12,293,472
地方教育財政交付金	15,144,035	1,253,072	3,587,778	10,303,185
地方教育譲与金	3,631,849	762,900	978,053	1,890,896
教育環境改善交付金	22,869	0	22,869	0
国庫支援金	183,573	25,863	58,319	99,391
一般会計負担収入	5,497,039	1,834,800	1,332,852	2,329,387
法定転入金	5,447,374	1,818,587	1,323,470	2,305,317
非法定転入金	48,649	16,213	9,365	23,071
支援金	1,016	0	17	999
教育費特別会計負担収入	3,884,666	797,361	1,152,381	1,934,924
財産収入	147,962	4,954	69,804	73,204
入学金及び授業料収入	1,129,343	222,131	361,326	545,886
使用料及び手数料収入	15,651	8,071	2,685	4,895
雑収入	212,671	22,003	55,041	135,627
繰越金	2,379,040	540,202	663,526	1,175,312
地方教育債	60,769	0	42,317	18,452
その他支援金	10,540	1,375	1,849	7,316

「地方財政年鑑2003」（行政自治部）

3 中央政府教育財政の構造と規模

地方教育財政は特別会計（教育費特別会計）を中心に運営されるが、中央政府の教育財政は一般会計と特別会計から成り、主に国税収入を中心に充当されている。

その規模及び構成は【表 - 3】のとおりである。

【表 - 3】

中央政府教育財政財源

（単位：百万ウォン）

区 分	2001	2002	2003	2004
	21,582,836	22,528,179	24,903,594	26,384,088
一般会計	17,786,066	18,695,233	20,693,436	22,030,739
国庫	3,194,547	3,463,061	3,673,978	3,861,767
人件費	954,505	1,064,883	1,187,391	1,292,579
基本運営費	233,538	200,254	229,515	231,790
主要事業費	2,006,504	2,197,924	2,257,072	2,337,398
地方教育財政交付金	14,591,519	15,232,172	17,019,458	18,168,972
俸給交付金	3,905,302	4,367,304	4,673,719	5,028,550
経常交付金	10,441,571	10,376,947	11,667,390	12,224,108
増額交付金	244,646	487,921	678,349	916,314
特別会計	3,796,770	3,832,946	4,210,158	4,353,349
財政融資特別会計	72,019	55,900	31,900	30,000
国有財産管理特別会計	62,981	71,165	63,463	63,377
農漁村特別税管理特別会計	21,700	17,730	6,730	2,464
地方教育譲与金管理特別会計	3,624,401	3,672,632	4,091,008	4,238,600
教育環境改善特別会計	-	-	-	-
責任運営機関特別会計	15,669	15,519	17,057	18,908

「教育人的資源部所管歳入・歳出予算概要」（教育人的資源部）

中央政府の予算は、教育人的資源部の本部予算、地方自治団体への移転支出、その他支出に区分され、それぞれ一般会計と特別会計により支出される。

一般会計中、地方教育財政交付金を除く全ての予算は、教育人的資源部が直接執行する性質の予算であり、そのほとんどが人件費を含む自体運営経費である。地方への補助金もここに含まれる。

一方、地方教育財政交付金は全額地方自治団体の教育費特別会計に充当され、地方教育財政の中心的な役割を果たしている。

特別会計中、財政融資特別会計、国有財産管理特別会計、農漁村特別税管理特別会計、責任運営機関特別会計は、直接的に教育と関連する財政支出を扱う会計ではない。これに対し、地方教育譲与金管理特別会計は教育業務と直接関係する予算を扱う会計であり、同会計は、財源全体が、地方自治団体へ交付される。

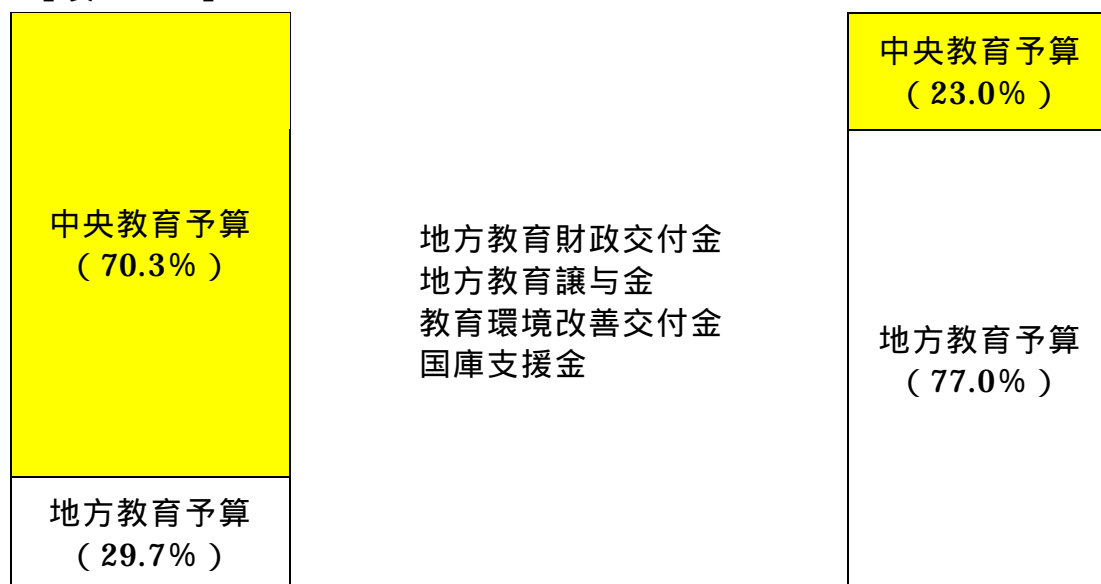
中央政府教育財政の約8割を占める地方教育財政交付金と地方教育譲与金管理特別会計は、資金管理上、教育人的資源部で掌握されているだけであり、実質的な資金活用は、全額地方自治団体と各学校毎で行われている。

2002 年度教育財政（中央＋地方）は 316,706 億ウォンであり、このうち中央政府予算が 222,784 億ウォンと全体の 70.3%を占めている。

しかし、前述のとおり中央政府教育財政予算の相当部分が地方教育財政予算への移転支出であるため、中央政府教育財政予算から移転財源部分を差し引くと中央政府教育財政は 23.0%に過ぎない。【表 - 4】

このように、教育財政の形式的配分と実質的配分の間には大きな差が存在するのは、教育業務の大部分が地方単位で行われるため、中央、地方間の財源移転は不可避であるということを示している。

【表 - 4】



第 2 節 財源配分制度

1 中央政府会計からの財源配分

地方自治団体教育費特別会計のうち、中央政府が負担する財源の比率は全体で 66.7%にも達し、地方教育財政における中央政府負担財源の役割は非常に大きい。

この中央政府負担財源制度は具体的に次のようになっている。

(1) 地方教育財政交付金

地方教育財政交付金は、地方教育財政の根幹をなす財源であり、地方教育財政の財源保証と均衡教育発展を図ることを目的に制定された地方教育財政交付金法（1971 年制定）により確保された法定財源である。

現在、地方教育財政交付金は、当該年度の義務教育機関の教員俸給と各種手当を合計した全額に相当する金額及び当該年度の内国税総額の 13.0% に相当する金額を財源として、地方自治団体別に算定された基準財政需要額と基準財政収入額の格差を中央政府が交付するものである。この基準財政収入には、自体収入、転入金等はもちろん、中央政府から交付される地方譲与金も含まれる。

1971年に制定されたこの制度は、現在に至るまで数度の改正を経ているが、現行地方教育財政交付金は、経常交付金、俸給交付金、増額交付金で構成され、地方教育財政全体の 53.2% を占めている。

【表 - 5】地方教育財政交付金の推移

(単位：百万ウォン・%)

区分	全国		ソウル		広域市		道	
2002	15,144,034	53.2	1,253,072	26.8	3,587,778	50.0	10,303,185	62.1
2000	9,411,221	44.6	596,581	17.4	1,991,747	37.6	6,822,893	55.1
1998	9,111,151	52.0	443,338	17.3	1,996,454	46.0	6,671,359	62.8

「地方財政年鑑」(行政自治部)

ア 経常交付金

経常交付金は地方教育自治団体が標準的に教育サービスを提供する時、必要な財源を補填する目的で交付する交付金である。そのうち、普通交付金は基準財政収入額が基準財政需要額に満たない場合に、その不足額を基準に交付される交付金であり、特別交付金は普通交付金では十分に果たすことが難しい教育財政需要がある場合を対象に特別に配分する交付金である。経常交付金は内国税総額の 13% で構成され、その内、普通交付金が 11.82%、特別交付金が 1.18% に該当する金額となっている。

【表 - 6】経常交付金における内国税総額基準の変換

区分	1971.12.28	1972.8.3	1982.4.3	1990.12.31	2000.1.28
内国税総%	12.98%	交付率停止	11.80%	11.80%	13.00%
普通交付金	11.80%	交付率停止	11.80%	10.73%	11.82%
特別交付金	1.18%	交付率停止	予算で決定	1.07%	1.18%

イ 俸給交付金

義務教育機関(初中等教育法第 12 条第 3 項の規定による。義務教育を委託された私立学校を含む。)の教員俸給と下記の各手当を合計した全額を中央政府が負担する交付金である。

- ・俸給額を基準にして支給額が算定される手当(期末、精勤、管理業務手当)
- ・教員公務員法第 35 条各号で規定した手当(教職手当、経歴加算、

補職加算、学級担当加算、特別学級加算等)

- ・その他、手当中、企画予算処長官と教育人的資源部長官が協議し決定する手当。

【表 - 7】俸給交付金の変換

1972.1 ~ 1981.12	義務教育教員の俸給（諸手当含む）全額 公立各級学校教員（ソウル除く）の俸給半額
1982.1 ~ 1990.12	義務教育教員の俸給（俸給額を基準に支給額に算定される手当含：期末、精勤、職務、時間外手当）全額 公立各学級学校教員（ソウル除く）の俸給（俸給額を基準に支給額が算定される手当含む）半額
1991.1 ~ 2000.12	義務教育機関の教員俸給（俸給額を基準に支給額が算定される手当を含む。その他の手当中、経済企画院長官と教育部長官が協議し定めた手当を含むことが出来る）全額
2000.1 ~	義務教育機関の教員俸給と下記の各手当を合算した全額 ・俸給額を基準にして支給額が算定される手当（期末、精勤、管理業務手当） ・教員公務員法第 35 条各号で規定した手当（教職手当、経歴加算、補職加算、学級担当加算、特別学級加算等） ・その他、手当中、企画予算処長官と教育人的資源部長官が協議し決定する手当

ウ 増額交付金

地方教育財政を運営する過程でやむを得ず発生する財政需要について、中央政府が経常交付金（普通・特別交付金）とは別に交付する交付金であり、その額は国家予算で定められる。

(2) 地方教育譲与金

地方教育譲与金は、地方教育譲与金法（1990年制定）により確保された法定財源であり、地方教育財政交付金や国庫補助金制度に比べ、比較的最近導入された制度であるが、地方教育財政に大きく寄与しており、地方教育財政部門で地方教育財政交付金の次に重要な役割を担っている。

地方教育譲与金は、教育環境の改善と教員厚生の向上のために用いられる特定財源であるが、実際の運用においては、地方教育財政交付金との区別が付かない。

この財源は「国税と地方税の調整等に関する法律第5条第2項」の規定により国税の一部を地方自治体に譲与するものであり、教育税全額をその財源としている。

教育税（国税）は、教育税法に基づき、金融・保険会社の収益額及び3

種の国税額と7種の地方税額を課税標準として税額が計算されていたが、2001年から7種の地方税額を課税標準としていた税額分が地方教育税（地方税）へ転換された【表 - 9】。

教育税税源は、教育人的資源部一般会計とは別途に地方教育譲与金管理特別会計により管理、運営されている。配分については、中央政府の財源配分意思や政策とは関係無く、市・道の人口比率によって自動的に市・道に配分される。従って、人口の多いソウル特別市、京畿道は譲与金が多く配分されている。

中央政府が徴収し地方政府へ移譲するという点で地方教育税と区別され、人口に応じて自動的に配分される点で、自治体の一般財源不足分を補填する目的で交付される地方教育財政交付金と区別される。また、自治体が自主性と責任をもって実行する自主財源である点で、補助金とも区別される。

【表 - 8】地方教育譲与金の推移

区分	全国		ソウル		広域市		道	
2002	3,631,849	12.8	762,900	16.3	978,053	13.6	1,890,896	11.4
2000	5,223,720	24.7	1,141,710	33.3	1,389,972	26.2	2,692,038	21.7
1998	4,570,800	26.1	1,030,608	40.3	1,210,205	27.9	2,329,987	21.9

「地方財政年鑑」（行政自治部）

【表3-9】 教育税課税標準及び税率の変更（2001年）

従前教育税の課税標準及び税率

・金融、保険会社の収益額	1000分の5
・特別消費税法の規定により納付すべき特別消費 税額	100分の30 一部物品については100分の15
・交通税法の規定により納付すべき交通税額	100分の15
・酒税法の規定により納付すべき酒税額	100分の10（但し、税率が100分の80を 超過する酒類については100分の30）
・地方税法の規定により納付すべき登録税額	100分の20
・地方税法の規定により納付すべきレジャー税額	100分の50
・地方税法の規定により納付すべき住民税均等割 の税額	100分の10（但し、人口が50万以上の市 にあっては100分の25）
・地方税法の規定により納付すべき財産税額	100分の20
・地方税法の規定により納付すべき自動車税額	100分の30
・地方税法の規定により納付すべきタバコ消費 税額	100分の40
・地方税法の規定により納付すべき総合土地税額	100分の20



現行教育税の課税標準及び税率

・金融、保険会社の収益額	1000分の5
・特別消費税法の規定により納付すべき特別消費 税額	100分の30 一部物品については100分の15
・交通税法の規定により納付すべき交通税額	100分の15
・酒税法の規定により納付すべき酒税額	100分の10（但し、税率が100分の70を 超過する酒類については100分の30）

地方税を課税標準としていた部分については地方教育税（地方税）に転換

(3) 国庫補助金

国庫補助金は、地方政府の財政を調整するため、交付金とともに広く適用されている制度であり、教育人的資源部が、地方自治団体教育費特別会計に国庫補助金を支給している。

しかし、国庫補助金は、全ての地方自治体毎に補助金の規模に大きな格差があり、均衡を実現するための財源ではない。

また、交付金についてはある程度の予測が可能であるが、補助金は全く予測できず、使用目的についても厳しく制限されるとともに、中央政府予算運営権者の裁量の介入しやすい財源である。

国庫補助金規模は毎年、地方教育財政の1%程度に過ぎない。

【表 - 10】国庫補助金の推移

(単位：百万ウォン・%)

区分	全国		ソウル		広域市		道	
2002	183,572	0.6	25,863	0.6	58,319	0.8	99,391	0.6
2000	210,628	1.0	27,457	0.8	52,096	1.0	131,075	1.1
1998	200,905	1.1	32,093	1.3	49,030	1.1	119,782	1.1

「地方財政年鑑」(行政自治部)

2 地方自治団体一般財政からの財源配分

地方自治団体一般財政から地方教育財政への財源配分は、主に法定転入金と非法定転入金で構成され、全国合計で 5,497,039 百万ウォン、地方教育財政全体に占める割合は 19.3%である。

その内の 99.1%が法律の規定に基づくものであり、法律の規定によらない、いわば自発的財政支援についてはほとんど行われていない。

地方自治団体一般財政からの財源配分は具体的に次のようになっている。

(1) 法定転入金

地方教育自治制度は特別地方自治機構で運営され、一般財政と教育費特別会計に完全に分離しているが、地方教育財政交付金法に地方自治団体の一般財政から教育費特別会計に経費を支援しなければならない旨の規定があり、これに基づき財政支援が行われている。

なお、2001年度から、教育も自治体の固有事務であり、教育自治は住民自治と密接な関係があるという考えから、国税である教育税の一部を地方税へ転換する地方教育税が新たに導入された。

【表 - 11】法定転入金の推移

(単位：百万ウォン・%)

区分	全国		ソウル		広域市		道	
2002	5,447,374	19.2	1,818,587	38.9	1,323,470	18.4	2,305,317	13.9
2000	1,161,381	5.5	638,558	18.6	411,651	7.8	111,172	0.9
1998	1,093,664	6.2	598,666	23.4	401,008	9.2	93,990	0.9

「地方財政年鑑」(行政自治部)

ア 義務教育機関を除く公立の各級学校教員の俸給

義務教育機関を除く公立各級学校教員の俸給について、ソウル特別市は全額、釜山広域市は50%、釜山広域市を除く広域市及び京畿道は10%に該当する金額をそれぞれ地方自治体一般会計からの転入金として充当するもの。(地方教育財政交付金法第11条1項)

2000年度予算額におけるこの俸給転入金の規模がソウル特別市は2,621億ウォン、釜山広域市が539億ウォンで教育費特別会計予算に占める比率がそれぞれ8.3%、4.1%となっている。

なお、釜山広域市を除く広域市及び京畿道については2001年度からの適用であり、その他の道については、除外されている。

イ タバコ消費税総額の45%転入金

ソウル特別市及び広域市がタバコ消費税の45%に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するもの。

なお、補正予算によるタバコ消費税の増減及び予算額と決算額の差額による転出金差額は精算される。(地方教育財政交付金法第11条2項)

タバコ消費税からの転入金についても道は除外されている。

ウ 特別市税、広域市税及び道税転入金

ソウル特別市、広域市及び道が特別市税、広域市税又は道税総額の1000分の36に該当する金額をそれぞれ毎会計年度に教育費特別会計転出金として計上するもの。

なお、補正予算による特別市税、広域市税又は道税の増減及び予算額と決算額の差額による転出金差額は精算される。(地方教育財政交付金法第11条2項)

エ 地方教育税

地方自治団体の自主財源及び自立性を確保するために2001年から新しく施行された制度で、地方税法第260条の3に規定された地方教育税に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するもの。

なお、補正予算による地方教育税の増減や予算額と決算額の差額による転出金の差額は精算される。

地方教育税の課税標準及び税率は【表 - 1 2】のとおりとなっている。

【表 - 1 2】

地方教育税の課税及び税率

・地方税法の規定により納付すべき登録税額	100分の20
・地方税法の規定により納付すべきレジャー税額	100分の60
・地方税法の規定により納付すべき住民税均等割の税額	100分の10（但し、人口が50万以上の市にあっては100分の25）
・地方税法の規定により納付すべき財産税額	100分の20
・地方税法の規定により納付すべき自動車税額	100分の30
・地方税法の規定により納付すべきタバコ消費税額	100分の50
・地方税法の規定により納付すべき総合土地税額	100分の20

(2) 非法定転入金

地方教育財政交付金法等で転入金額又は一定率を定めず、他の法令により負担経費の一部を補助するもの。

前述の法定転入金と違い、義務規定ではないため、全国合計でも 48,649 百万ウォンと非常に少なく、地方教育財政の 0.2% に過ぎない。

主な非法定転入金は次のとおりである。

【表 - 1 8】非法定転入金の推移

(単位：百万ウォン・%)

区分	全国		ソウル		広域市		道	
	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
2002	48,649	0.2	16,213	0.3	9,365	0.1	23,071	0.1
2000	30,646	0.1	11,682	0.3	7,390	0.1	11,574	0.1
1998	38,273	0.2	10,469	0.4	8,966	0.2	18,838	0.2

「地方財政年鑑」(行政自治部)

ア 公共図書館運営及び運営経費負担

地方教育自治に関する法律第 41 条の規定により教育監が設立運営する公共図書館については当該自治体の一般会計予算の範囲内でその運営費の一部を負担する。(図書館及び読書振興法第 22 条)

イ 特殊教育機関設置経営及び私立特殊学校経費補助

国家及び自治体は特殊教育機関の設置運営及び特殊教育のための施設拡充、特殊教育に必要な教材研究開発普及に係る経費を予算の範囲内で優先的に支給し、私立特殊教育機関について運営費、施設費、教

員給与及びその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助する。
(特殊教育振興法第3条、第6条)

ウ 学校給食施設、設備の設置・運営支援

学校給食実施に必要な施設設備に要する経費と学校給食運営に必要な経費の中で、大統領令で定める経費以外の給食にかかる経費は、大統領令が定めるところにより父兄負担を原則とし、必要な場合には国家又は地方自治団体が支援することができる。(学校給食法第8条)

3 地方教育費特別会計自体負担財源

地方教育費特別会計財源のうち、中央政府負担財源、地方自治団体からの転入金を除いた残りが自体収入である。このような財源としては、財産収入、使用料・手数料、入学金及び授業料、寄付金及びその他諸収入等を挙げることが出来る。

2002年度地方自治団体教育費特別会計における自体負担財源の比率は、全体で13.7%であり、そのうち最も規模が大きく安定的な財源は学生の納入金収入である。

しかし、授業料の決定は、法律的には各自治団体の裁量により決定することになっているが、実際は、政府が毎年作成する水準をそのまま適用している。

(単位：百万ウォン)

区分	授業料徴収現況						合計
	中学校	高等学校				その他	
		一般	実業系	放送通信	小計		
1998年	512,893	460,590	151,201	827	612,618	23,105	1,148,616
1999年	530,516	503,444	155,672	928	660,044	26,539	1,217,099

(1) 授業料の決定

ア 国立学校

中高校は学校長(当該学校所在地の公立学校と同額で決定)、中高校以外は教育人的資源部長官が決定する。

イ 公立学校

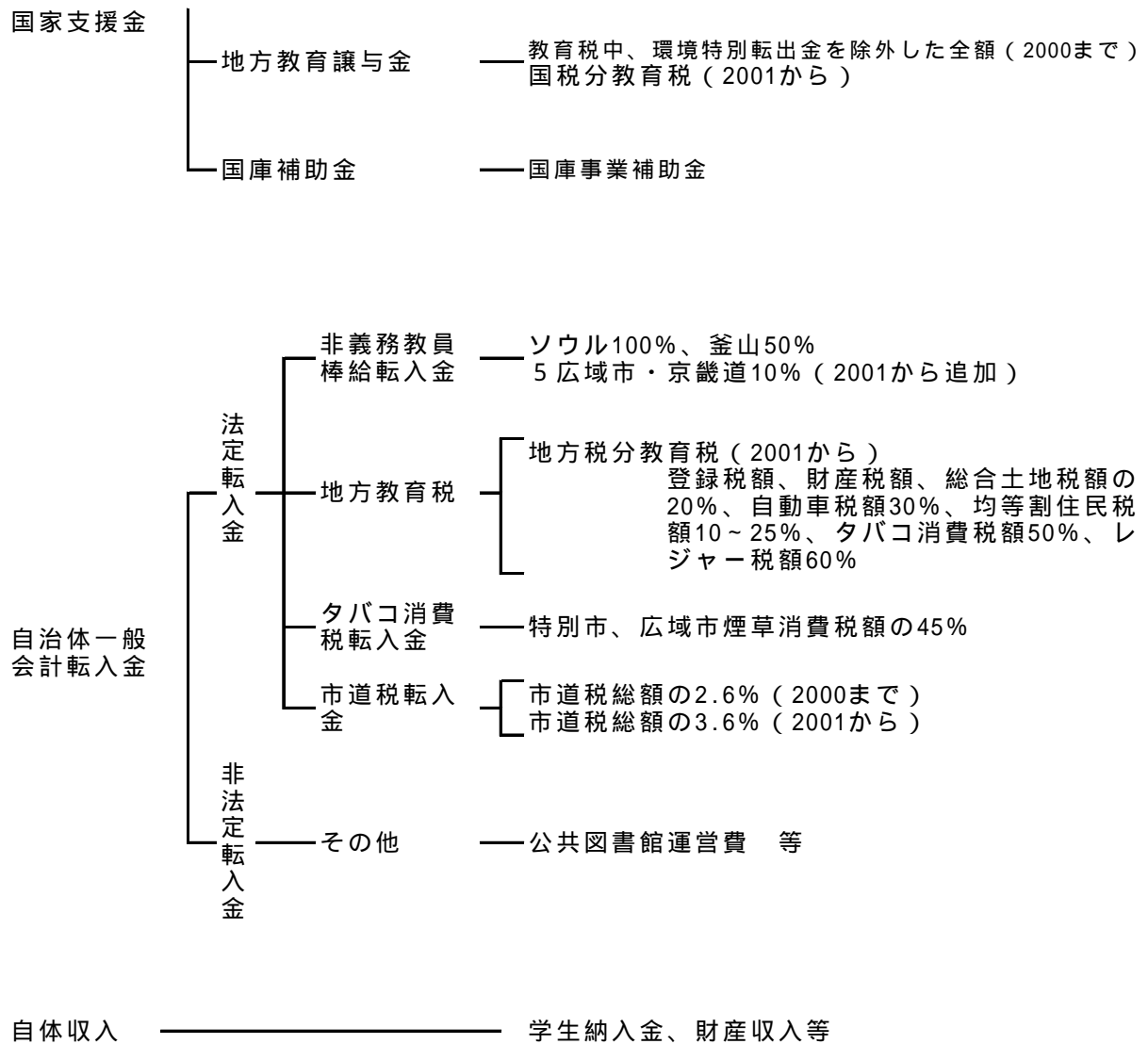
教育監が決定する。公立幼稚園は市道学校授業料及び入学金に関する規則に依拠し、調整可能。

ウ 私立学校

中高校は教育監が決定する。芸能、体育系、外国語学校は学校長が決定する。

私立幼稚園は経済的な変動を考慮し、必要であると認定した時は、教育監の承認を得て、決定することができる。

地方教育財政調達制度



第3節 地方教育財政運営

1 地方教育予算の編成

市・道教育庁は、教育人的資源部から示達された地方自治体教育費特別会計予算編成指針により予算を編成する。教育監は、教育人的資源部長官が示達した予算編成指針を遵守し、会計年度の予算編成指針を決定し、これを会計年度開始100日前(前年度9月22日)までに市・郡教育庁に通知しなければならない。

市・郡教育庁各局・課は、予算要求書を作成し、教育監の予算査定を受け、予算案が作成される。

2 地方教育予算の審議・議決

教育監は、作成した予算案を会計年度開始70日前(前年度10月22日)までに教育委員会に提出する。提出された予算案は教育委員会において会計年度開始60日前(前年度11月1日)までに議決されなければならない。

教育委員会において議決された予算案は、会計年度開始50日前(前年度11月11日)までに市・道議会に提出され、市・道議会は予算案議決後、これを3日以内に教育監に移送し、移送を受けた教育監はこれを5日以内に教育人的資源部長官へ移送する。

3 地方教育予算の執行

予算の執行は成立した予算の歳入、歳出を実践し管理する全ての行為であり、予算会計法及び同法施行令により教育監が執行している。

4 地方教育予算の決算

決算は、会計監査機関の監査確認とともに議会の審議・議決により確定する。

教育監は出納閉鎖後80日以内に決算書及び証拠書類を作成し、地方議会が選任した監査委員会の監査議決書を添付して翌年度地方議会の承認を得ることとなっている。教育監はこの承認を得た場合、5日以内に教育人的資源部長官に報告し、その内容を告示しなければならない。

地方教育予算の編成過程

教育人的資源部 市・道教育庁	予算編成基本指針及び交付金・譲与金・交付予定額示達 前年度 7 月 31 日まで
市・道教育庁 市・郡教育庁	予算編成方針示達 前年度 9 月 22 日まで
市・郡教育庁 教育監	予算要求書提出 前年度 10 月 17 日まで
教育監	予算案査定 予算案策定
教育監 教育委員会	教育委員会へ提出 / 議決 提出：前年度 10 月 22 日まで 議決：前年度 11 月 1 日 まで
教育委員会 教育監	移送 前年度 11 月 6 日まで
教育監 市・道議会	市・道議会へ提出 / 議決 提出：前年度 11 月 11 日まで 議決：前年度 12 月 16 日まで
市・道議会 教育監	移送 前年度 12 月 19 日まで
教育監 教育人的資源部	教育人的資源部へ報告 前年度 12 月 24 日まで

参考文献

- 1 韓国の地方自治概要 (財)自治体国際化協会ソウル事務所 2002年
- 2 韓国地方自治論(第3版) 韓国地方自治学会 2000年
- 3 教育行政と教育経営 趙誠一・安世根 1998年
- 4 韓国の地方教育自治制度 教育部地方教育自治課
- 5 教育人的資源部所管歳入歳出予算概要 教育人的資源部 2003年
- 6 地方財政年鑑 行政自治部地方財政経済局 2001年、2003年
- 7 教育制度論 鄭鎮環 1998年
- 8 地方教育財政制度の改善方案 韓国地方行政研究院
- 9 教育財政学 カン・ギョンソク 2003年
- 10 韓国の地方分権の方向と課題 李琦雨 2003年
- 11 韓国教育年鑑 韓国教育新聞社 2000年、2003年

協力

江原道庁
江原道教育厅
江原大学校師範大学附設高等学校
春川南女子中学校
春川女子高等学校

執筆者

北野克己所長補佐(2000年4月~2002年3月ソウル事務所勤務)
丸山 幹所長補佐(2000年4月~2002年3月ソウル事務所勤務)
浅井 浩所長補佐(2002年4月~2004年3月ソウル事務所勤務)

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティ協議会(ネイバーフッド協議会/近隣協議会)	2003/6/26
第246号	米国における地方公務員制度	2003/6/26
第245号	米国の州および地方団体の選挙	2003/6/16
第244号	大韓民国の第16代大統領選挙	2003/6/16
第243号	韓国電子自治体とIT施策2003	2003/6/16
第242号	中国の地方行政改革	2003/6/6
第241号	英国の電子自治体	2003/3/24
第240号	シンガポールの都市計画-コンセプトプラン2001を中心に-	2003/3/19
第239号	オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用	2003/2/28
第238号	オーストラリアのIT施策	2003/2/6
第237号	シドニーオリンピックの概況と波及効果	2003/2/6
第236号	大韓民国の2002年統一地方選挙	2002/11/21
第235号	オーストラリア自治体の公務員制度	2002/11/18
第234号	オーストラリア州政府の公務員制度	2002/11/18
第233号	ベトナムの行政改革	2002/9/27
第232号	シンガポールの緑化政策	2002/9/27
第231号	シンガポールにおける最近の選挙制度の動向	2002/9/27
第230号	英国地方自治体の内部構造改革	2002/7/9
第229号	中国における農業及び農産物輸出の実態と今後の展開方向	2002/6/18
第228号	英国におけるボランタリーセクター-自治体との新たな連携に向けて-	2002/5/29
第227号	カナダの地方団体の概要	2002/5/23
第226号	米国における情報公開制度の現状	2002/5/23
第225号	米国における公共交通機関のバリアフリー化の現状-ADA法施行後10年を経過して-	2002/5/13
第224号	英国におけるジェンダー・ギャップ政策	2002/5/13
第223号	イングランドにおける権限委譲に向けた動き	2002/5/13
第222号	フランス地方選挙の制度と実態-コミューン議会議員選挙・県議会議員選挙-	2001/11/30
第221号	フランスの地方分権15年-州と県における地方行政-	2001/10/12
第220号	韓国自治体のIT施策	2001/9/17
第219号	マレーシアの教育	2001/7/12
第218号	アメリカにおける一般廃棄物処理とリサイクル-アメリカの地方団体の一般廃棄物処理への取り組み-	2001/7/3
第217号	英国における行政評価制度	2001/6/29
第216号	米国における中心市街地再開発の現状	2001/6/29
第215号	オーストラリア・ニュージーランドにおける国際交流	2001/6/29